

令和 4(2022)年度
中野区子どもの権利救済委員
(子どもオンブズマン)

活動報告書



中野区

中野区子どもオンブズマン 子ども相談室

はじめに

子どもオンブズマンという「しくみ」

子どもオンブズマン

野村武司

2022年3月、子どもの権利条例が制定されました。子どもオンブズマンは、この条例に基づく子どものための相談・救済の仕組みとして発足しました。そして、3人の子どもオンブズマンのほか、専門員を配置し、子ども相談室を開設したのは9月になります。本書は、子どもオンブズマンの最初の報告書です。

子どもオンブズマンの仕組みは、日本では、自治体での仕組みが主流となっており、こうした傾向は国際社会でも評価されています。自治体の子どもオンブズマンは、「子どもの相談・救済機関」とされることが多いことからわかるように、子どもの権利侵害からの救済に軸足を置く仕組みであることが多く、子どもオンブズマンもそうした特徴を持っています。

子どもの権利侵害からの救済というと、「めったなこと」でしか使えないもののように感じるかもしれませんが、実は権利侵害というのは、「何か困った」「何かつらい」「何か変だ」という「何か…」と感じるときに起こっていることが多いものです。子どもオンブズマンは、専門員のいる相談室を窓口として、そうした子どもの「何か…」に耳を傾け、「何の問題か」を一緒に考え、「どうしてそうなっているか」を調べて、子どもが「いいかもしれない」というやり方で、子どもの思い、考え、意見を関係機関に伝えながら、問題の解決を図る役割を持っています。

子どもオンブズマンには、さらに、子どもに権利侵害が起きないようにする、子どもの権利が保障されるようにする役割も担っています(条例第24条第2項第4号)。子どもオンブズマンは、本来、子どもたちが参加できるアウトリーチの活動も行います。そして、救済のための相談から気づくことはもちろんのこと、こうした活動の中で子どもの権利に関していろいろなことに気がつくことができます。そんな気づきを、関係機関にきちんと意見を述べて、「制度改善」に繋げていく役割も求められています。さらに、子どもの権利の普及・啓発の役割も担っています(同項第6号)。子どもオンブズマンのこうした活動を通じて、子どもと一緒に子どもの権利を考えるとところから始まります。

本年4月からこども基本法が施行されました。こども基本法第11条では、子ども施策を実施する際には、「こども(中略)の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」としています。子どもオンブズマンは、子どもの権利条例に基づく仕組みですが、子どもの意見を関係機関に届ける大切な役割を持っているといえます。子どもオンブズマンの活動は緒についたばかりで、まだまだ知られていないかもしれません。広報に努めることのほか、こうした活動を通じて子どもたちに広がっていくといいなと思っています。

子どもの気持ちと声に寄り添って

子どもオンブズマン

石川悦子

「子ども相談室」は教育センター分室の3階に開室されました。ここは中野区内では教育センターとして長く教育相談や就学相談等の場として根付いてきた場所ですから、地元の皆様には多少親しみがある場所ではないかと思えます。

私は、臨床心理士として30年以上仕事をしてきました。教育相談室の相談員、児童相談所の心理判定員、保健所の乳幼児相談、スクールカウンセラー、学生相談室の相談員などさまざまな場で相談の仕事をやらせていただき今も続けています。相談活動をするなかでいつも思うのは、出会った子どもたちや保護者の皆様、そして教員や関係機関の皆様は、今どのような思いで私の前におられるのだろうか、ということです。それを少しでも聞かせていただくために、発せられる外言だけでなく、内言にも心と耳を傾けお話を伺うという姿勢を大事にしてきました。

子どもの権利救済の仕事は、子どもに関する相談に幅広く応じ助言や支援を行う仕事です。子どもの声に耳を傾け、また、子どもを育てる保護者の葛藤や苦悩に寄り添うだけではなく、問題の解決に向けて、公的な第三者の立場で具体的な救済活動を行うことが大きな特徴といえます。また、権利侵害からの救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行うことも重要な役目と理解しています。子どもの最善の利益とは何か、即ち、「この子どもはどのような状況になることを望んでいるのか」「この子どもにとって一番善いことは何か」を判断の基準にし、子どもの気持ちに寄り添いながら、子ども自身が自らの道を逞しく歩いていくための支援を目指したいと思っています。

その時に、既存の制度を見直すことや、大人たちの責務を問うこともあるでしょう。また、子ども自身にも勇気を出して困難に向き合うセルフアドボカシーの姿勢を提案することもあるかもしれません。

最後に、全国保育士会倫理綱領(平成14年度第2回全国保育士会委員総会採択)というものがあります。「子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる」ために次の3点を宣言しています。「私たちは、子どもの育ちを支えます」「私たちは、保護者の子育てを支えます」「私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります」。この上で、活動上の重要な視点として次の8点を示しています。「子どもの最善の利益の尊重」「子どもの発達保障」「保護者との協力」「プライバシーの保護」「チームワークと自己評価」「利用者の代弁」「地域の子育て支援」「専門職としての責務」。これらの点は、子どもに関わる仕事をするときに、非常に重要な構えといえます。常に念頭において活動して参りたいと思っています。

「子どものため」とは？

子どもオンブズマン

森本周子

2022年4月1日に子どもオンブズマンに就任し、子ども相談室が開室して半年以上が経ちました。私は、普段から、弁護士として、いじめなどの学校問題や虐待問題など、子どもの権利に関する活動に携わってきました。そして、その活動の中で、ある一つの悩みと常に向き合ってきました。それは、真に「子どものため」とは何なのか？ということなのです。

15年ほど前に、ある10代の未婚の妊婦の代理人をしていた時のことです。彼女は、実の親からはネグレクトを受け、頼れる親族もおらず、妊娠と同時に高校を中退し、シェルターに身を寄せていました。その中で、彼女は、周りの大人からすると危なっかしいと思える決断をするのです。私も初めは、彼女自身や生まれてくる「子どものため」を思って、色々なリスクを説明し、大人ならではの視点から説得をしていたのですが、彼女の決意は固く、変わることはありませんでした。そこで、私は、総勢10名ほどの関係者が集まるケース会議で、彼女の思いを代弁しました。周りからは、「この人、弁護士のくせに、なんて無責任なの？」「常識から考えて無理でしょう」と、非難の視線が一斉に向けられました。

大人は、それぞれが、「子どものため」を思って、経験に基づくアドバイスをします。子どもは、大人から見ると、経験が浅く、無防備で無鉄砲、そして、時に無謀な意見をぶつけてくることがあります。ただ、一旦は、大人の価値観や常識を横に置いて、その子どもの意見や内なる力を信じて、任せてみる必要なのかもしれません。「子どものため」とは、その子ども自身の意見を尊重し、信じて見守り、必要な時に手を貸すことなのではないかと常々感じております。

後日談ですが、その彼女は、有言実行、自分が信じた道を進み、周りの支援者もやがて理解をして、彼女と関わり続け、今では立派に成人して、子育てや仕事に励んでいるようです。

子どもたちにとって信頼できる大人が伴走することは不可欠ですが、大人が先導して走るのではなく、子どもの後ろを、そして、横道にそれたら、その横道と一緒に走ることが大人の役割なのかなと感じながら、これからも悩みつつ、子どもたちに、そして子どもオンブズマンの活動に向き合っていきたいです。

目次

はじめに

子どもオンブズマンという「しくみ」	子どもオンブズマン 野村武司
子どもの気持ちと声に寄り添って	子どもオンブズマン 石川悦子
「子どものため」とは？	子どもオンブズマン 森本周子

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

1 中野区子どもの権利に関する条例	3
2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)	4
3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室	7

II 令和4年度 子ども相談室の活動状況

1 相談状況	13
2 関係機関への連絡、調整活動	20
3 事例報告	22
付録：分類一覧	

III 普及啓発活動

1 子どもの権利の日フォーラムなかの2022	29
2 講師派遣	30
3 視察受入れ	30
4 他自治体との交流	31
5 関係機関との関わりなど	35
6 その他	37
7 普及啓発ツール	38

IV メッセージ

V 参考資料

中野区子どもの権利に関する条例	49
中野区子どもの権利に関する条例施行規則	61

<活動報告書内で使用されている略称の一覧>

正式名称	使用略称
中野区子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例
中野区子どもの権利に関する条例施行規則	子どもの権利条例施行規則
中野区子どもの権利救済委員	子どもオンブズマン
中野区子どもオンブズマン 子ども相談室	子ども相談室
中野区子どもの権利救済相談・調査専門員	専門員

※年の表記は元号に統一しています。

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

- 1 中野区子どもの権利に関する条例
- 2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)
- 3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室

I 中野区子どもの権利救済委員制度の概要

1 中野区子どもの権利に関する条例

子どもの権利条例は、「区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進すること」を目的として、令和4年3月28日に公布され、同年4月1日から施行されました。

この条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの権利の保障」、第3章「子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもに関する取組の推進および検証」、第5章「子どもの権利の相談および侵害からの救済」、第6章「雑則」で構成された全28条です。条例の特徴は、以下のとおりです。

(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 子どもをまちづくりのパートナーとして、子どもの今と未来のために、子どもにやさしいまちづくりを推進することを規定
- 大人から子どもへのメッセージを規定

(2) 子どもの権利の保障

- 区をはじめ子どもに関係する大人の役割を規定
- あらゆる場面における権利の保障を規定するとともに、子どもの生活する場面における権利の保障を規定

(3) 子どもに関する取組の推進

- 子どもの意見表明・参加を進めるための仕組みを規定
- 子どもに関する取組を推進するための推進計画を策定するとともに、計画の検証等の仕組みを規定
- 子どもの権利救済のための仕組みを規定

(4) 子どもにわかりやすい条例を目指して

- 可能な限り平易な用語を使用し、全ての漢字にふりがなを振るとともに、「です・ます調」で規定

2 中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)

(1)設置目的

中野区子どもの権利救済委員は、子どもの権利条例第 24 条第 1 項の規定に基づき、子どもの権利の侵害(以下「権利侵害」といいます。)からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるために設けられました。

(2)設置形態

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく区長の附属機関

(3)担当職務内容

子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置付けられ、子どもにとって最善の利益が確保できるように支援を行います。

ア 子ども権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること

イ 子ども権利の保障についての必要な調査および調整をすること

ウ 権利侵害からの救済のため関係者に要請^{*}をすること

※区や区の機関に対して行う場合と、区以外の機関に行う場合が想定されています。

エ 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること

オ ウの要請およびエの意見の内容を公表すること

カ 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること

(4)職務の執行

ア 職務を行うときには、子どもの意見、考え、思いを聞き、それらを尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

イ 公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

ウ それぞれ独立してその職務を行います。

エ 自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。

オ 毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。

(5)子どもの権利救済委員の職務執行に係る協力

ア 区は、子どもの権利救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

イ 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、子どもの権利救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとします。

(6)子どもの権利救済委員の任命

子どもの権利救済委員は、5名以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命することとなっています。

令和5年3月31日現在、任命されている子どもの権利救済委員は、以下のとおりです。

氏名	所属等	任期
石川 悦子 (いしかわ えつこ)	こども教育宝仙大学 こども教育学部教授 公認心理師、臨床心理士	令和4年 4月1日から 令和6年 3月31日まで (2年間)
野村 武司 (のむら たけし)	東京経済大学 現代法学部教授 弁護士(埼玉弁護士会)	
森本 周子 (もりもと ちかこ)	弁護士(第二東京弁護士会)	

(7)子どもオンブズマン ～子どもの権利救済委員の通称名として～

令和4年12月から、中野区における子どもの権利救済制度について広く周知を図りより分かりやすく親しみのある制度として定着を図っていくため、「子どもオンブズマン」という通称を用いることとしました。

子どもの権利救済に係る制度については、「子どもオンブズマン」や「子どもオンブズパーソン」という呼称が国内外で浸透しています。

中野区においては、平成2年10月から「中野区福祉サービス苦情調整委員」という福祉サービスの適用に係る区民の苦情を実施機関以外の公平な機関を通して処理するという制度が存在しており、「中野区福祉オンブズマン」という通称が広く認知されている実態がありました。

このことから「子どもオンブズマン」という通称を用いることとしました。

なお、「オンブズマン」という語は、スウェーデン語で「代理人」を意味する語「ombudsman」に由来しています。

(8)連絡調整会議

子どもの権利条例施行規則第17条第1項では、「救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。」と定められています。なお、個別ケース対応に関する検討は連絡調整会議開催日以外にも随時行っています。

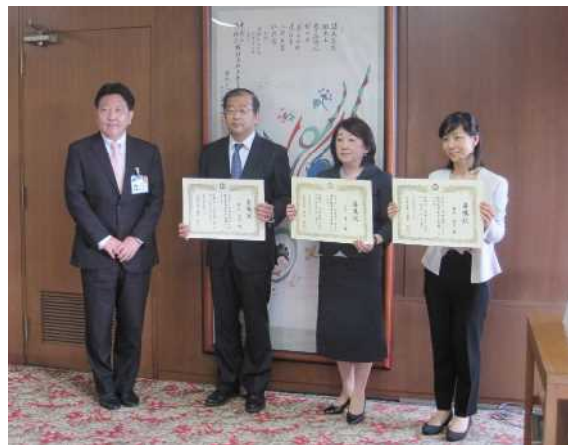
ア 開催状況(11回)

令和4年 4月26日、5月30日、6月27日、7月25日、8月2日、
9月30日、10月21日、11月21日、12月19日

令和5年 1月31日、2月28日

イ 主な調整事項

- ・子ども相談室開設にあたっての準備
- ・子どもの権利救済相談・調査専門員の採用等
- ・相談ケースの対応
- ・子ども相談室の広報紙の発行
- ・子どもの権利の日の事業
- ・令和5年度の子ども相談室予定事業



子どもオンブズマン 3名の任命

3 中野区子どもオンブズマン 子ども相談室

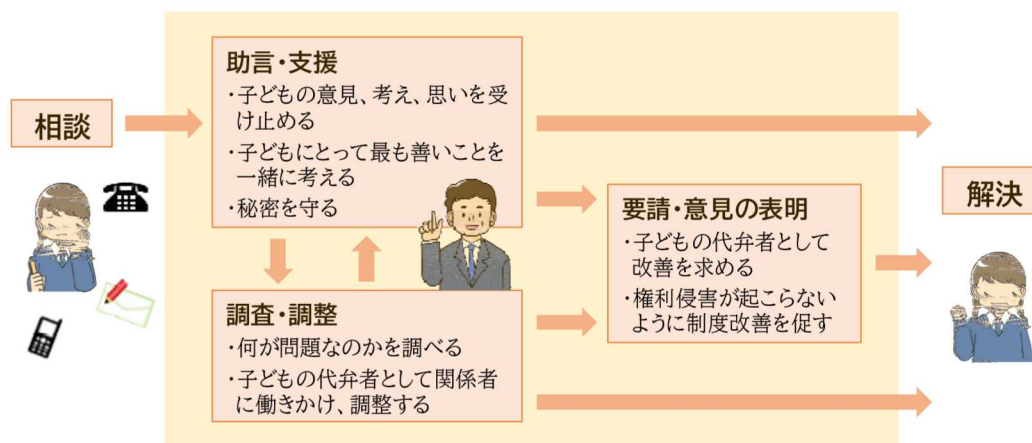
子どもの権利条例施行規則第 21 条では、子どもの権利の保障についての相談のための窓口として子ども相談室を設置することが定められています。

子どもオンブズマンへの相談窓口として、令和 4 年 9 月 1 日に「子ども相談室」を開設しました。

子ども相談室では子どもからの相談に応じて助言や支援を行うとともに、救済するための調査・調整や要請・意見の表明を行います。なお、子ども相談室の特徴は以下のとおりです。

- 子どもの意見、考え、思いを聞き、子どもに寄り添いながら相談を受け、子どもにとっての最善の利益を考慮しながら、問題を解決することを基本としていること
- 権利侵害全般について取り扱うこと
- 公的な第三者機関であること
- 関係機関との調整や関係機関への要請・意見の表明が、子どもの権利条例に基づく権限として規定されていること

【イメージ図】 相談から解決(権利侵害からの救済)までの流れ



(1)所在地

〒165-0027 中野区野方一丁目 35 番 3 号 教育センター分室 3 階

(2)対象

子ども※(その子どもの関係者を含む)

※子どもの権利条例において、「区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する 18 歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人」と定義しています。このため、18 歳で高等学校等に在学している場合等も対象となります。

(3)開室日時

月曜日から土曜日までの午前 11 時から午後 7 時まで(日曜日・祝日、年末年始を除く)。

(4)相談方法

- 電話：0120-463-931(フリーダイヤル)
- 電子メール：kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp
- 来室
- 手紙 など

(5)要請や意見の表明に係る申立て

子どもやその関係者(保護者など)は、子どもオンブズマンに対して以下について申立てを行うことができます。

- 権利侵害からの救済のため、関係者に改善などの要請を行うこと
- 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するため、制度の改善などについての意見の表明を行うこと

子どもオンブズマンは、権利侵害に関わる事実の調査や関係者間の調整を行います。また、関係者や関係機関に対して、要請や意見の表明を行うこともあります。一方的な関係者の要請により、権利侵害の相手方とその子どもを対立させてしまえば、子どもの最善の利益にならない場合もあるため、関係者との調整は重要な役割を担います。

(6)子どもの権利救済相談・調査専門員の配置

子どもの権利救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するため、子どもオンブズマンの職務を補佐することなどを目的として、専門員(会計年度任用職員)を配置しています。

①職務

- ア 子どもの権利の保障について必要な調査等を行うこと
- イ 子どもの権利の保障についての普及啓発に関すること
- ウ 子どもオンブズマンの職務について補佐すること

②任用資格

- ア 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士若しくは弁護士である者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者であると区長が認める者であること
- イ 相談・調査専門員の職務を遂行するために必要な知識及び経験並びに能力を有すると認められること
- ウ 職務に関連した知識を積極的に修得し、子どもに寄り添いながら支援を行うことについて熱意を有すること

(7)事務局の職務

- 子ども相談室に関すること
- 子どもの権利に係る普及啓発に関すること

(8)体制(令和5年3月31日現在)

- 子どもオンブズマン 3名
- 専門員 3名(令和5年3月24日まで4名)
(社会福祉士、公認心理師等)
- 事務局 2名
(子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係職員)

教育センター分室入口



子ども相談室入口



面談室



(9)子どもの権利条例の施行から子ども相談室の開設まで(令和4年度)

日 程	活 動
4月1日	○ 子どもの権利条例の施行 ○ 子どもオンブズマン3名の任命
4月～8月	○ 子ども相談室開設に向けた準備 ・連絡調整会議の実施 ・専門員の採用活動 ・子ども相談室事務室備品類等の準備
8月1日	○ 専門員の勤務開始 ・子ども相談室開設に向けた相談体制の構築など ・研修の実施
9月1日	○ 子ども相談室の開設 ・相談対応等の開始 ○ 子ども相談係の新設

Ⅱ 令和4年度 子ども相談室の活動状況

1 相談状況

2 関係機関への連絡、調整活動

3 事例報告

付録：分類一覧

Ⅱ 令和4年度 子ども相談室の活動状況¹

1 相談状況

(1)新規相談の状況 (図1)

令和4年9月1日から令和5年3月31日までの新規相談件数(実数²)は26件でした。全相談件数26件のうち、継続している相談は11件(42.3%)、当年度で終了した相談は15件(57.7%)でした。

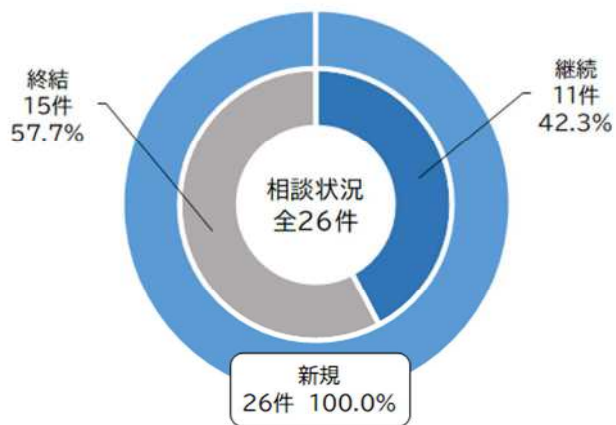


図1 新規相談の状況

(2)新規相談者及び相談の対象となる子ども

①新規相談者の属性 (図2)

新規相談者のうち、子どもからの相談は8件(30.8%)で、すべて「相談の対象となる子ども」本人からの相談でした。また、「子ども以外(大人・関係機関)」(以下、「子ども以外」という。)からの相談は17件(65.4%)でした。そのうち最も多かったのは「母親」で12件(46.2%)でした。関係機関からの相談は3件(11.5%)で、すこやか福祉センターや近隣の保育園からの相談でした。

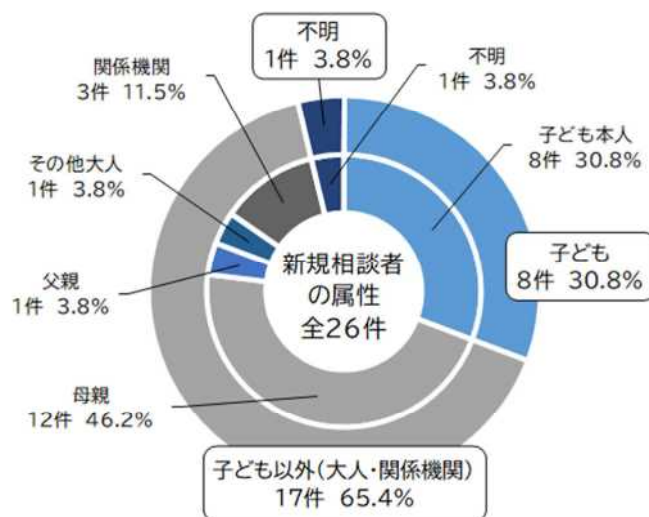


図2 新規相談者の属性

¹数字の単位未満は原則として四捨五入したため、合計の数字と内訳の計とが一致しない場合があります。

²実数:1つの相談ケースについて初回から終了までを「1件」とします。

②新規相談者が子どもの場合の所属（図 3）

最も多かった所属は「小学 4 年生」で 3 件（37.5%）でした。

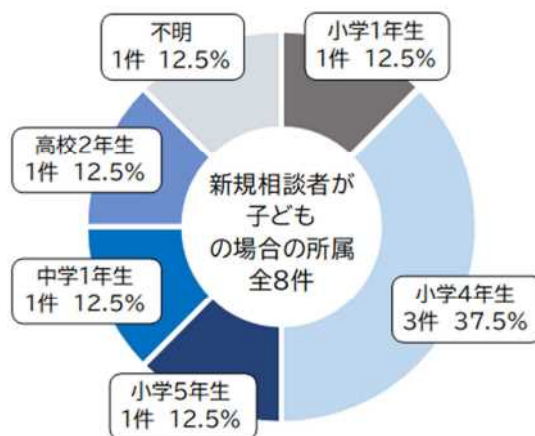


図 3 新規相談者が子どもの場合の所属

③相談室を知ったきっかけ（図 4）

相談室を知ったきっかけについて確認することができた 16 件（61.5%）のうち、「どこで知ったか」について（図 4a）、最も多かったのは「インターネット」で 5 件（19.2%）、次いで「学校」が 4 件（15.4%）でした。「その他」には場所を特定できないもの、例えば知人からの紹介や新聞記事、教育センターの掲示が含まれています。

次に、「何の媒体で知ったか」については（図 4b）、インターネット検索によって子ども相談室を知った相談者が最も多く、5 件（19.2%）でした。次いで、機関誌・子ども相談室周知カードを通じて知った相談者が 4 件（15.4%）でした。また、「その他」には媒体を特定できない場合が含まれています。

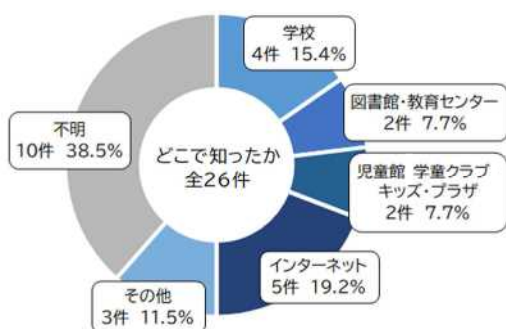


図 4a どこで相談室を知ったか

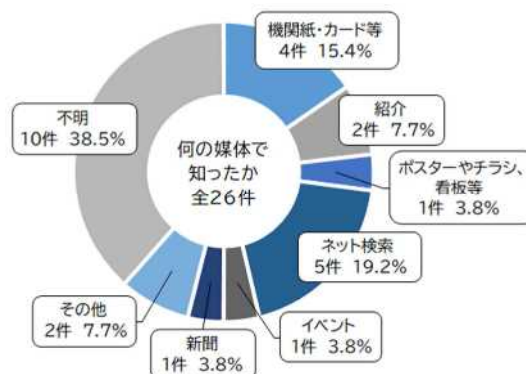


図 4b 何の媒体で相談室を知ったか

④初回相談の手段（図 5）

初回相談の手段について、「子ども」と「子ども以外」とに分けて集計しました³。子ども(図 5a)も子ども以外(図 5b)も、初回相談には「電話」が最も多く利用されました。

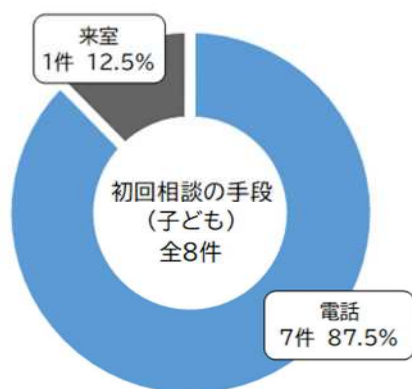


図 5a 初回相談の手段(子ども)

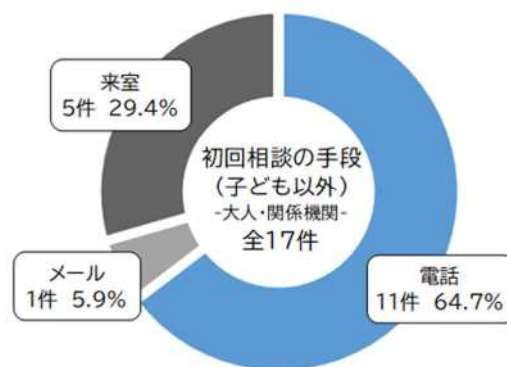


図 5b 初回相談の手段(子ども以外)

⑤相談の対象となる子どもの所属（図 6）

「小学 4 年生」、「小学 5 年生」がそれぞれ 4 件(15.4%)と最も多く、次いで「未就学児」、「小学 6 年生」がいずれも 3 件(11.5%)でした。ほぼすべての年齢層の子どもについての相談がありました。

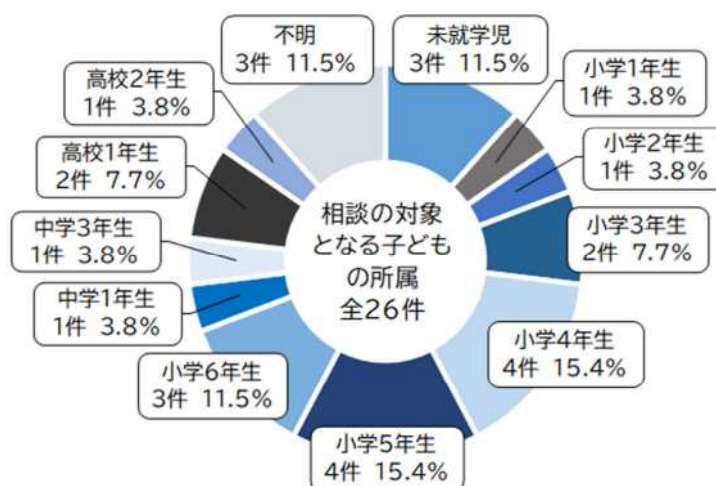


図 6 相談の対象となる子どもの所属

³新規相談の全件数は 26 件でしたが、そのうち属性不明の 1 件は除外しました。

(3)相談内容(初回相談における主訴)

①「誰が困っているのか」(図7)

新規相談者が子どもであった場合に、相談内容について「誰についての相談か」すなわち「誰が困っているのか」に着目し、「自分のこと」「家族(きょうだい)のこと」「友だちのこと」「その他の子どものこと」「不明」に分類して集計しました。最も多かったのは「自分のこと」についての相談(7件、87.5%)で、子どもからの相談のほぼ全てがその子ども自身についての相談でした。

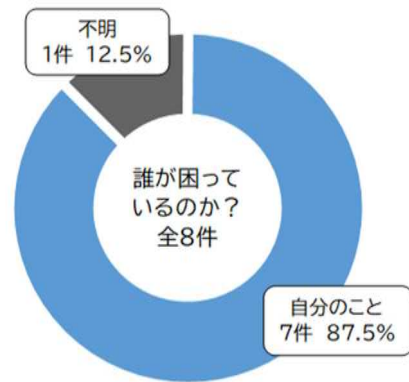


図7 誰が困っているのか

②「どこで困っているのか」(図8)

「どの環境についての相談か」すなわち相談の対象となる子どもが「どこで困っているのか」に着目して分類し、集計しました。最も多かったのは「育ち学ぶ施設および団体」についての相談(14件、53.8%)で、半数以上を占めました。次に多かったのは「家庭」での相談(9件、34.6%)でした。

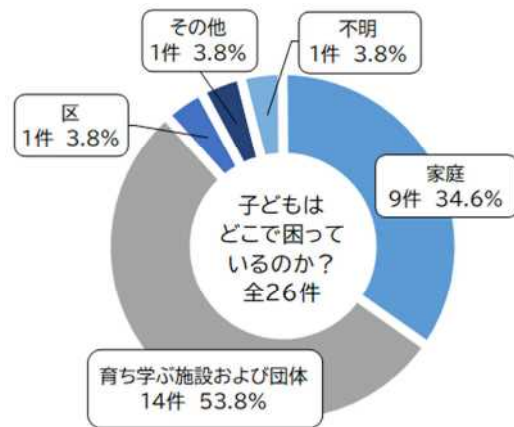


図8 どこで困っているのか

③「どんなことで困っているのか」(図9)

「何についての相談か」すなわち「どんなことで困っているのか」に着目して分類し、集計しました。

子どもからの相談であった場合(図9a)、「教職員の指導・対応」についての相談が3件で最も多く、次いで「交友関係(いじめ以外)」についての相談が2件でした。

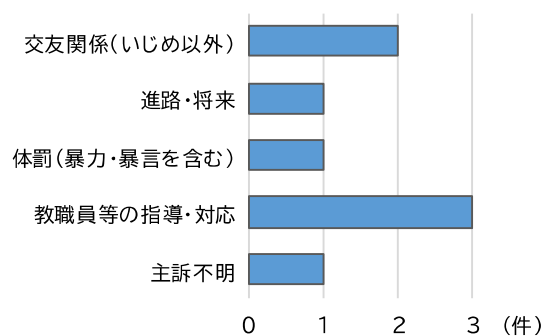


図9a どんなことで困っているのか(子ども)

子ども以外からの相談であった場合(図 9b)には、「教職員の指導・対応」及び「子育て」についての相談がそれぞれ3件で最も多く、次いで「不登校」及び「家庭・家族」についての相談が2件でした。「その他」には、子ども相談室を紹介したいという関係機関からの相談などがありました。

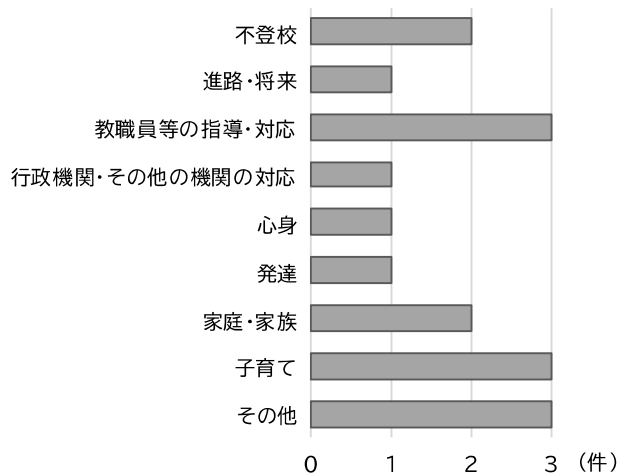


図 9b どんなことで困っているのか(子ども以外)

(4)相談対応の方法 (図 10)

令和4年度の相談対応総件数(延べ⁴)は190件でした⁵。子ども(図 10a)との相談対応には「電話」を多く利用し、12件(63.2%)でした。子ども以外(図 10b)も「電話」を利用する割合が最も高く、90件(53.9%)でした。子ども及び子ども以外の「その他」は、いずれもアウトリーチでした。

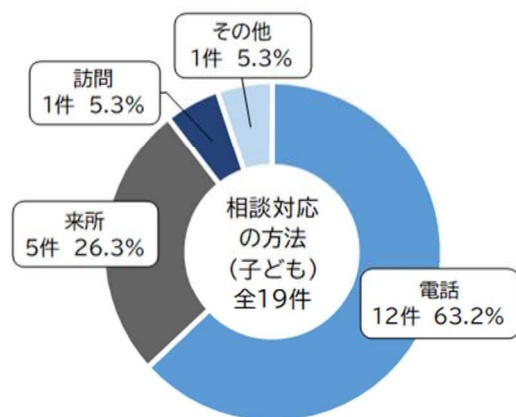


図 10a 相談対応の方法(子ども)

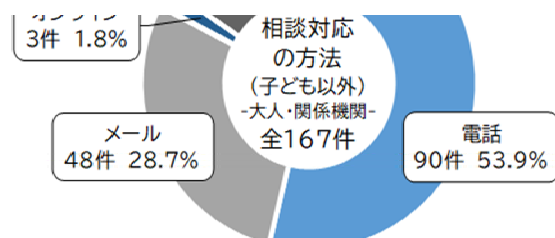


図 10b 相談対応の方法(子ども以外)

⁴延べ: 子ども相談室が受けた相談対応の総数です。例えば、1人の相談者に対して4回の対応を行った場合には4と数えます。

⁵相談対応の総件数は190件でしたが、そのうち属性不明の対応は除外しました。

(5)相談対応の状況(月別、曜日別、時間帯別)

当年度の新規相談及び全ての対応について、月別、曜日別、時間帯別に集計しました。

①月別 (図 11)

新規相談が多かった月は「9月」で6件でした(図 11a)。対応が最も多かった月は「11月」で、子どもが6件、子ども以外が36件でした(図 11b)。

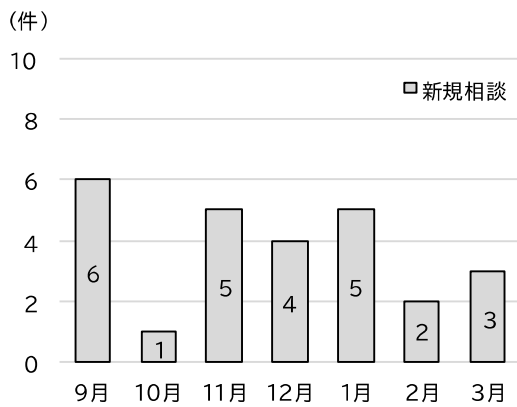


図 11a 新規相談の状況(月別)

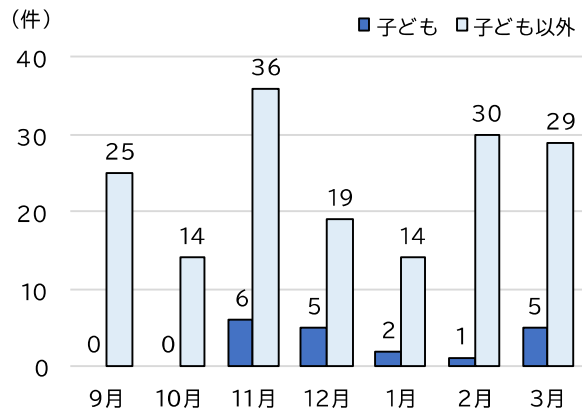


図 11b 相談対応の状況(月別)

②曜日別 (図 12)

新規相談が多かった曜日は「木曜日」で7件でした(図 12a)。対応が最も多かった曜日は同じく「木曜日」で、子どもが6件、子ども以外が37件でした(図 12b)。

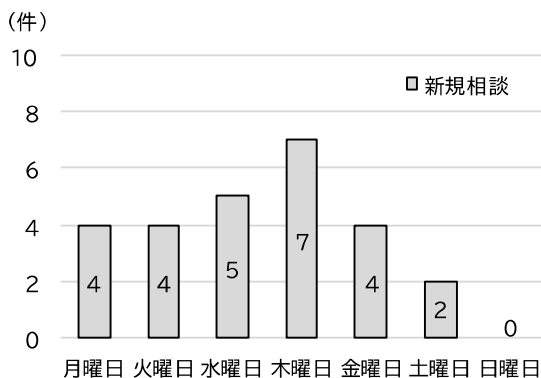


図 12a 新規相談の状況(曜日別)

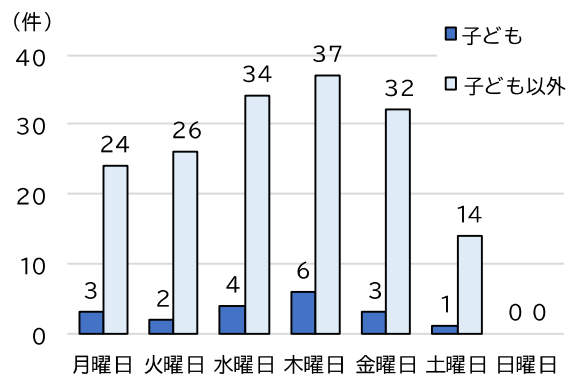


図 12b 相談対応の状況(曜日別)

③時間帯別（図 13）

新規相談が多かった時間帯は「13 時-17 時」で 12 件でした(図 13a)。対応が最も多かった時間帯は同じく「13 時-17 時」で、子どもが 10 件、子ども以外が 89 件でした(図 13b)。

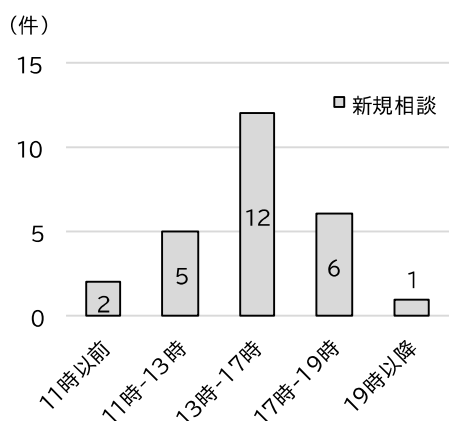


図 13a 新規相談の状況(時間帯別)

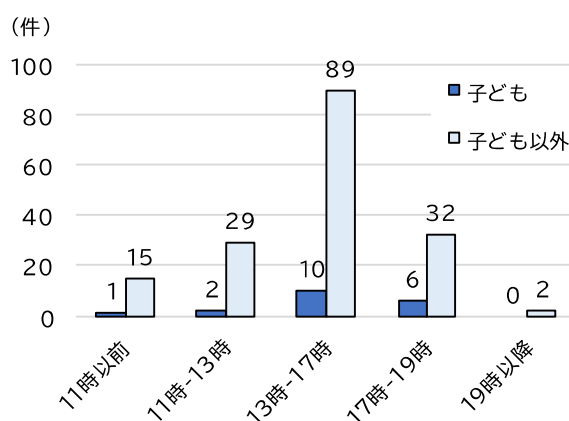


図 13b 相談対応の状況(時間帯別)

(6)相談状況のまとめとして

子どもの権利条例は、子どもの権利を保障する主体として「家庭」「区」「区民」「育ち学ぶ施設および団体」「事業者」の 5 つに分けて明記しています。「(3)相談内容(初回相談における主訴) ②「どこで困っているのか」」では、子ども相談室に寄せられた相談がどこに関係するのか、すなわち、子どもたちがどのような環境で困っているのかに注目し集計しました。これにより、権利侵害に関わる問題がどのような環境で起こっているかを知ることができます。同時に、子どもの権利の普及啓発活動がどのような環境で必要とされているのかが分かります。

令和 4 年度は、「育ち学ぶ施設および団体」についての相談が半数以上を占めていました。「育ち学ぶ施設および団体」には、幼稚園や保育園、学校や児童館などが含まれます。子どもたちが一日のうち長い時間を過ごす日常的な生活の場でもあり、子どもたち自身が自分の権利について体験的に学び、考える契機を得られる環境であるといえます。

2 関係機関への連絡、調整活動

(1)関係機関の種別 (表 1)

子ども相談室は、権利侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、子どもや関係者等から相談を受けた後、必要に応じて区内の様々な関係機関とともに、子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めます。令和4年度は、関係機関の中ではすこやか福祉センターと最も多くやりとりをしました(22件、44.0%)。次に多かったのは、中野区児童相談所でした(8件、16.0%)。

表 1 関係機関の種別と活動の割合

関係機関の種別	件数(件)	割合(%)
学校	6	12.0
幼稚園・保育園	3	6.0
児童館 学童クラブ キッズ・プラザ	3	6.0
すこやか福祉センター	22	44.0
児童相談所	8	16.0
教育委員会	2	4.0
区関係課	4	8.0
福祉オンブズマン	1	2.0
その他	1	2.0
合計	50	100.0

(2)活動の分類 (図 14)

関係機関とのやりとりでは、「連絡・打合せ」が主で、38件(76.0%)でした。「調査」は8件(16.0%)、「初回相談⁶」は3件(6.0%)でした。

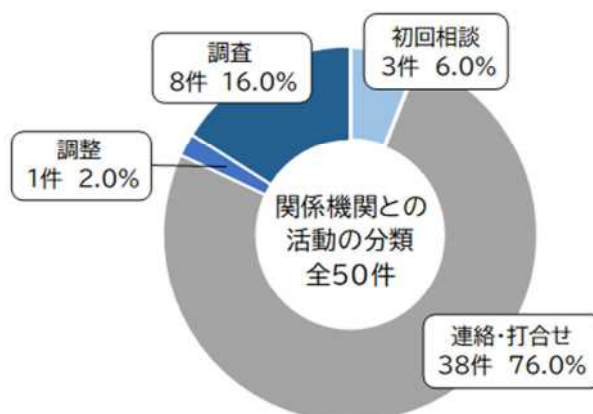


図 14 関係機関との活動の分類

⁶初回相談:「Ⅱ 1 相談状況」における集計では、子ども以外の「相談」には大人と関係機関からの「相談」が含まれています。「Ⅱ 2 他機関への連絡、調整活動」では、初回の相談者が「関係機関」である場合に限り、「初回相談」として集計しています。

(3)関係機関への連絡、調整活動のまとめとして

令和4年度は、関係機関との関わりではすこやか福祉センターとのやりとりが最も多いという結果となりましたが、その他の関係機関の方々にも、子どもが直接相談できる窓口の一つとして案内してもらえるよう努めます。子どもの権利を保障するためには、どのような対応が望ましいのか、どのような役割分担ができるのか等について、関係機関の方々との対話する機会を持つことは、子ども相談室がどんなところなのかを伝える重要な取組の一つです。

令和5年度は、積極的に子どもたちの居場所に出向き、関係機関の方々のご協力を得ながら、子どもの権利について子どもたちと一緒に考え、話し合い、歩んでいきたいと思えます。

3 事例報告

相談事例は、プライバシー保護のため、子ども相談室が対応した複数の事例から構成し、内容を一部変更して作成しています。

(1) ケース 1 事例報告

【相談内容】

相談者	本人	方法	フリーダイヤル	所属／学年	小学生
登場人物	相談者 A 友人 B 友人 C				
相談の主な内容	友達となわとびで遊びたいけど、遊びたい遊びが違うみたい。どうしたらいいですか？				
B と C に一緒になわとびで遊ぼうと言ったが、断られてしまった。また断られたら嫌だなと思っている。「どうしたら一緒に遊べるのかな」と考えている。					

【対応】

A は、自分の気持ちがなかなか言葉にならないところもあり、話したい気持ちが言葉になるのを待ったり、引き出したりしながら、まずは話をよく聞きました。話の流れの中で、「一緒に遊びたいお友達がどこで何をして遊んでいるのか知りたい」という気持ちが、自分の言葉で出てきました。以前、断られてしまった経験を考慮して、「学校から帰る時に今日は何をして遊ぶの？って聞いてみるのはどうかな？」と提案すると、「いいね！そうします」とのことでした。「もし話せたら、どうだったか、よかったらまたお話ししてね」と伝え、電話を切りました。

【経過】

次の日、「B に聞いてみようとしたけれど、その日は公園に来なかったので聞けなかった」と、助言を実行しようとしたことの報告の電話をくれました。友達に聞いてみようとしたことについて「がんばったね」と支持し、聞いたかったのに聞けなかったという残念な気持ちに寄り添いました。「学校に行った時に、もしまた話せる気持ちだったら話してみたらどうかな」と、明日以降できそうなことを提案すると、A は明るい声で「やってみる！」と答えました。

【事例を振り返って】

A は、自分の言葉で気持ちを伝えられたことで、自分の気持ちを確認することができました。行動できたことは、A の自信につながると思われます。専門員は、A の気持ちを傾聴し、頑張りを支持しました。具体的な助言は、子どもにとって分かりやすく取り組みやすい内容で、納得のいくものであることが必要です。「やってみよう」と思えるためには、子ども自身が考え、選び、決める過程がとても大切です。

(2) ケース 2 事例報告

【相談内容】

相談者	本人、母親	方法	来室	所属／学年	小学生
登場人物	相談者 A クラスメイト B クラスメイト C 学級担任 D				
相談の主な内容	クラスメイトからの嫌がらせに対して、担任の先生には注意をしてほしいのに、何も対応してくれない。				
A のクラスには、リーダー風を吹かす二人組 B、C がいた。他のクラスメイトはみな困惑しており、A もたびたび嫌な思いをすることがあった。しかし、担任 D には二人を頼りにしている様子が見られた。最近、A が欠席した日に、B と C が勝手に A のハサミとのりを使い、図工室に置きっぱなしにするということがあった。A はそのことを担任 D に報告し、二人を注意してほしいと申し出たが、担任 D からは「BさんとCさんがうっかりしていただけだろう。貸してあげたと思えばいい」と言われた。A は担任 D の対応に失望し、B や C との関わりを避け、学校を休みがちになっていた。					

【対応】

A は母親と一緒に来室しました。A はクラスの様子や出来事の詳細を説明し、「子どもオンブズマンが学校に行って、D 先生に話をしてほしい。D 先生には BさんとCさんに注意してほしい」と言いました。A の要望を受け、子どもオンブズマンと専門員は D 先生と校長先生を訪ねました。クラスの様子や D 先生の対応を聞いた上で、A の要望を伝えました。さらに、A が B、C のふるまいに困って学校を休みがちになっていることを伝え、D 先生に対して A への具体的な対応を提案しました。

【経過】

学校訪問の翌日、D 先生より報告の電話がありました。A 宅を訪問し A に謝り、A の気持ちを聞いてきたということでした。子どもオンブズマンからは、A に学校訪問の内容を報告し、D 先生からも報告を受けたことを伝えました。後日、A に電話を入れたところ、A の困り感は解消され、登校の意欲を持っていることが分かりました。また、D 先生に様子を尋ねたところ、B、C とはそれぞれに時間を取り、友人との関わり方について一緒に考えているということでした。

【事例を振り返って】

担任の先生の対応について困っている子どもからの相談でした。子どもオンブズマンの学校訪問は、担任の先生の日頃の児童たちへの関わりに対して立ち止まるきっかけとなりました。その後の先生のすみやかな対応は、子どもたちにも変化を促したのではないかと思います。

(3) ケース 3 事例報告

【相談内容】

相談者	本人	方法	フリーダイヤル	所属／学年	小学生
登場人物	相談者 A				
相談の主な内容	先生の理不尽な対応にとっても嫌な気分になった。 A のクラスは、合唱コンクールに向けて休み時間に練習をしていた。練習中、指揮者の児童が何も言わずにいなくなってしまったため、A が代わりに指揮者を務めることにした。それを見た担任の先生は理由も聞かずに、突然 A をひどく叱った。				

【対応】

今日あったことを今日誰かに話したい、そんな A の様子が電話口から伝わってくる内容でした。A の報告と気持ちを受け止め、電話をかけてくれた勇気を称えました。たった数分間のやりとりでしたが、A はすっきりとした様子でした。

【事例を振り返って】

子どもたちから受ける相談は、ひどく困ったり悩んだりしていることばかりではありません。ふだんの学校生活や友達との関係の中で、疑問に思ったこと、何か違うと感じたことなども届けられます。子どもたちからこうした話を聞いた大人は、つい「それは嫌な思いをしたわね」「先生はなぜ怒ったの？ ほめられてもいいことなのに」「みんなが困っているから、代わりにやってあげたのにな」などと言いがちです。けれど、それは本当にその子が感じていることなのか、その子が本当にそう考えているのか、その子本人にしか知り得ないことです。

また、子どもが何らかの対応を望んでいないか、他の出来事を抱えていないか等を確認するために、「他にも何か伝えたいことや話したいことはあるかな？」と尋ねることがあります。その子自身は気付いていなくても、話を聞いているうちに権利侵害が見えてくる場合があります。子ども相談室の普及啓発活動の際に、子どもたちに「何でも相談してください」と伝えているのは、よくあること、些細なことだと思って口をつぐまないでほしい、というメッセージも込められています。

付録：分類一覧

【受付に関わる分類】

新規相談者の属性 誰からの相談か？	何についての相談か？ どんなことで困っているのか？※4
子ども 子ども以外(大人・関係機関) 不明	いじめ 交友関係(いじめ以外) 不登校 学業 進路・将来 その他の学校生活 虐待(不適切な取り扱いを含む) 体罰(暴力・暴言を含む) 教職員等の指導・対応 行政機関・その他の機関の対応 心身 発達 性 家庭・家族 労働・アルバイト SNS・インターネット 差別 制度改善 子育て その他 主訴不明
誰についての相談か？ 誰が困っているのか？※1 ※2	
自分 家族(きょうだい)のこと 友だちのこと その他の子どものこと 不明	
※1 属性が子どもの場合のみ選択する ※2 権利侵害を受けている対象は誰か？	
どの環境についての相談か？ どこで困っているのか？※3	
家庭 育ち学ぶ施設および団体 区 区民 事業者 その他 不明	<主訴分類の例> 先生が怒鳴るのが怖くて、不登校になっている 「学校に行きたいのに行けない」⇒ 不登校 「学校に行っていないから勉強が心配」⇒ 学業 「怒鳴らないでほしい」⇒ 体罰(暴言)
	※4 権利侵害であると感じていることは何か？ 救済を求めていることは何か？

「育ち学ぶ施設および団体」は学校・
幼稚園・保育所、児童館、学童クラブ、
学習塾、習い事、スポーツクラブ等
「区民」は近隣住民等

※3 権利侵害が起こっている場所はどこか？

【活動・対応に関わる分類】

対応時間帯	対応の相手	活動分類※5
～11:00	本人	相談
11:00～13:00	家族	関係機関初回相談
13:00～17:00	学校関係者	連絡・打合せ
17:00～19:00	関係機関(学校関係者以外)	調整
19:00～	相談者子ども	助言
	相談者大人	申立て
	その他	調査
	不明	意見表明
		要請
		照会
		他機関紹介
		コンサルテーション
		その他
		不明
		※5 関係機関の場合、「相談」と「他機関紹介」は選択しない
対応方法	相談者属性	関係機関種別
電話	本人	学校
メール	父親	幼稚園・保育所
手紙	母親	児童館 学童クラブ キッズ・プラザ
オンライン	親以外の家族	すこやか福祉センター
来室	その他子ども	児童相談所
訪問	その他大人	教育委員会
その他	不明	教育センター(分室内)
		区関係課
		学習塾・習い事・スポーツクラブ等
		福祉オンブズマン
		医療機関
		その他
		不明
新規/継続の別	対象となる子どもの学年	
新規	未就学児	
継続	小1	
年度継続	小2	
	小3	
	小4	
	小5	
	小6	
	小学生学年不明	
	中1	
	中2	
	中3	
	中学生学年不明	
	高1	
	高2	
	高3	
	高校生学年不明	
	所属なし	
	不明	

Ⅲ 普及啓発活動

- 1 子どもの権利の日フォーラムなかの2022
- 2 講師派遣
- 3 視察受入れ
- 4 他自治体との交流
- 5 関係機関との関わりなど
- 6 その他
- 7 普及啓発ツール

Ⅲ 普及啓発活動

1 子どもの権利の日フォーラムなかの 2022

日時：令和 4 年 11 月 20 日(日)

主催：中野区子ども教育部 子ども・教育政策課

会場：教育センター研修室(中野区みらいステップなかの 10 階)

内容：第一部 基調講演「子どもの権利ってなに？」

第二部 パネルディスカッション「中野区と子どもの権利」

区では、子どもの権利条例の中で子どもの権利の日(11月20日)を設けています。条例施行後初めての子どもの権利の日に、「子どもの権利の日フォーラムなかの 2022」を開催しました。会場聴講とオンライン配信にて実施し、会場 24 名、オンライン約 40 名、合計 64 名の方がご参加くださいました。

第一部は「子どもの権利ってなに？」というテーマで野村子どもオンブズマンによる基調講演が行われました。その中で話された、子どもたちを守ることにその生命をささげたユダヤ人医師であり、「子どもの権利条約の父」とも呼ばれたコルチャック先生の「子どもはだんだん人間になるのではなく、(生まれながらに)すでに人間である。」という言葉は、子どもを一人の“人”として尊重する大切さだけではなく、大人が子どもに真摯に向き合うことの大切さを学ぶ言葉でした。

第二部では野村子どもオンブズマンの進行のもと、中野ハイティーン会議(p.37 参照)の中高生にオンラインで参加してもらい、酒井区長、中野区子どもの権利委員会の林委員、森本子どもオンブズマンとのパネルディスカッションが行われました。中高生からは、各グループの企画や活動、大人に言いたいことなど、たくさんの意見や考えを話していただきました。「都市計画に中野区の地域性などやわらかい中野を残して欲しい」と今の中野の良さを残していきたい気持ちを話してくれた中学生、不登校やつらい経験から「その時学びを体験し触れ合う機会があれば人生が変わっていたのでは」と考え、不登校の中学生を対象にした授業を企画した高校生がいました。ほかの中高生たちも中野区を様々な角度から見て、今できることややってみたいことを考えていることを知り、中高生が中野区のことを真剣に考え、情熱を持って活動していることが伝わってきました。子どもと大人がお互いの気持ちや意見を話し、聴き、考える、大切な時間となりました。



2 講師派遣

日 程	研修名等	講 師
令和 4 年 6 月 16 日	子ども・子育て会議 「子どもの権利と中野区の子ども施策」	子どもオンブズマン
6 月 23 日	人権教育研修	事務局職員
9 月 9 日	中野中学校区地区懇談会 第 1 回全体会	事務局職員
11 月 14 日	民生委員児童福祉部会 全体会 「中野区子ども相談室の概要・現状と 支援について」	子どもオンブズマン 専門員 事務局職員
令和 5 年 1 月 26 日	中野区就学前教育・保育情報交換会 「中野区子どもの権利に関する条例に ついて」	子どもオンブズマン 専門員 事務局職員

3 視察受入れ

日 程	団 体 等
令和 4 年 7 月 26 日	岐阜県高山市議会
11 月 4 日	杉並区子ども家庭部
11 月 10 日	韓国・国家人権委員会
12 月 8 日	豊島区子ども家庭部
令和 5 年 2 月 1 日	北区教育委員会事務局 子ども未来部

4 他自治体との交流

(1)「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2022 明石

日時：令和 5 年 2 月 11 日(土・祝)～12 日(日)

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2022 明石実行委員会、明石市

会場：西日本こども研修センターあかし

■シンポジウム

「こども基本法・こども家庭庁と今後の自治体の子ども施策について考える」

日 時	令和 5 年 2 月 11 日(土・祝)13:20～15:30
内 容	○基調報告 「子ども基本法制と今後の自治体の子ども施策」 野村 武司(東京経済大学教授) ○特別報告 「子ども施策における子どもの意見の反映－国際的動向を中心として」 平野 裕二(子どもの権利条約総合研究所運営委員会) ○自治体報告 「こどもを本気で応援すれば、まちのみんなが幸せになれる」 泉 房穂(明石市長) ○対談 「子ども施策における子どもの権利の具体化とまちづくり」 森田 明美(東洋大学名誉教授)／泉 房穂(明石市長)
参加者	子どもオンブズマン 3 名、専門員 2 名 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員含む)3 名

■参加報告

～明石市の取組とシンポジウム全体を通して見えた子ども相談室に求められる役割～

泉市長の思いは、自治体報告のテーマ「こどもを本気で応援すれば、まちのみんなが幸せになれる」のとおりであり、その思いを軸にこれまで明石市がどのように取り組み、変化してきたかをお話いただきました。明石市では、具体的な子育て施策(医療費、保育料、おむつ、給食費、遊び場の無料化)が子育てしやすいまちづくりを実現し、出生率の増加、10年連続人口増加、商店街などの活性化により来街者 7割増加、商業地地価の上昇が起こり、結果的に税収が増えて新たな施策が行えるといった好循環となっています。

対談においては、明石市のこの好循環のまちづくりの中で、どのように子どもの権利を保障する取組を行ってきたか、一時保護所での権利保障、子ども食

堂等の地域支援と行政支援の共助、子どもの権利保障実現のための行政のあり方について、貴重なお話を伺うことができました。

本来子どもが「学校に行きたい」「友達と一緒にいたい」と思うのは当たり前の願いであり、全ての子どもに保障されている権利です。しかし、これまでの児童相談所では、子どもの安全を守るために一時保護中は通学できないことが当たり前の状態でした。明石市では子どもの気持ちを尊重するため、文部科学省と厚生労働省に掛け合い、安全に通学できるようにリスク管理をすることで、一時保護中でも通学したい子どもは通学ができるようになっていきます。また、一時保護中の生活拠点を児童相談所の保護所に限定するものではなく、保護を受けている子どもが生活拠点として養護施設や里親（1つの校区に里親家庭を2件配置）を選択することができます。このように、一時保護を受けている状態であっても、子ども自身が学業も含めてどのような生活をしたいかを選べるという、子どもにとって当たり前の権利が保障される環境を整えています。

シンポジウムの冒頭で、野村子どもオンブズマンより「子ども基本法制と今後の自治体の子ども施策」の報告があり、こども基本法と地方自治について次のことを話されました。「子ども施策はそのほとんどが法律に根拠を持っているが、実施主体のほとんどは自治体(市区町村)である」、「こども基本法が制定されたということだけでは不十分で、各自治体が子どもの権利条例を作り、これを根拠として、子ども施策を包括的総合的かつ具体的に実施する形を整えていくことがふさわしい」ということです。このことは、国の法律は整備されていても、自治体がそれをどう活かすかが重要であると考えられます。明石市の実践は、「実施主体である自治体が根拠を持つ法律や条例を活かし、子どもにとって地に足の付いた施策を行っている」といえるのではないのでしょうか。現行の法律や条例、必要な関係機関への働きかけや、自治体自身も努力をすることで、どの場面においても子どもの権利を保障できるように取り組んできた明石市から学ぶべきものは多くあると思います。

自治体により施策は様々であり、そこに子どもの権利がどのように保障されているかも違います。だからこそ、子どもの権利救済機関は、それぞれの自治体の取組が法律や条例を基に子どもの権利を保障する内容と実現性を持っているか注視し、独立性を持つ組織として自治体に提案や提言をしていく必要があります。こども基本法の施行とこども家庭庁設置の流れの中で、日本全体が子どもの権利を保障することが当たり前の世の中になるよう、現在子どもの権利条例を施行し、救済機関の活動を行う私たちの役割は重要であると感じます。

■分科会

日 時	令和 5 年 2 月 12 日(日)10:00~12:00/13:30~15:30
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一分科会 子どもの相談・救済 ○ 第二分科会 子どもの虐待防止 ○ 第三分科会 子どもの居場所 ○ 第四分科会 子ども参加※ ○ 第五分科会 子ども計画 ○ 第六分科会 子ども条例
参加者	子どもオンブズマン 3 名、専門員 2 名 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員含む)3 名

※第四分科会では、各自治体より子ども参加の取組をテーマに報告が行われました。中野区からは青木子ども政策担当課長より「中野区子どもの権利に関する条例と子ども参加促進に向けた取組」として、条例制定に係る子どもへの意見聴取の実施における工夫や実施してみて感じたこと、そして条例に基づく子ども参加促進に向けた具体的な取組の紹介とその考え方のポイントなどが報告されました。

(2) 小金井市子どもの権利擁護相談・調査専門員向け研修会

(子どもの相談・救済機関首都圏フォーラム)

主催： 小金井市子ども家庭部 児童青少年課 子どもオンブズパーソン開設
担当

会場： 桜並集会所 集会室 AB(小金井市中町 3-19-12)

日 時	令和 4 年 8 月 5 日(金)13:30~16:30
内 容	第 1 部 「子どもオンブズワークとは」(グループワーク研修) 講師： 小金井市代表子どもオンブズパーソン 半田 勝久 中野区子どもオンブズマン 野村 武司 第 2 部 意見交換会
参加者	子どもオンブズマン 2 名、 子ども教育部 子ども・教育政策課(事務局職員含む)2 名

(3) 子どもの相談・救済に関する関係者会議〈特別企画〉

主催： 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2022 明石実行
委員 特別企画事務局

会場： オンライン会議室(Zoom ミーティング)

日 時	令和 5 年 3 月 9 日(木)14:00~17:00
内 容	報告 1 「子どもの相談・救済機関の構成員間の情報共有 や連携における課題と工夫」 (小金井市子どもオンブズパーソン相談・調査専門員) (名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」調査相談員) 報告 2 「調整活動、他機関との連携における課題と工夫」 (宝塚市子どもの権利サポート委員会サポート委員) グループディスカッション(Zoom ブレイクアウトルーム) 自己紹介・報告内容に関するディスカッション 各グループ内の情報の全体共有 参加自治体からの情報・意見交換

5 関係機関との関わりなど

(1)中野 Lovers ウォーク 2022 コラボイベント ハロウィンウォークラリー令和
新井薬師児童館より、新井北町会、新井薬師児童館、キッズ・プラザ令和、
青少年育成新井地区委員会等が協力して行うハロウィンイベントへの参加を
ご提案いただきました。行事の目的の一つに「子どもにやさしいまちづくり」が
入っており、クイズやゲームでキーワードを集めて完成させる言葉は「つながろ
う こどものけんりがまもられる へいわなまちなかの」でした。児童館や地域
の方が子どもの権利を大切にしていることを感じました。



子ども相談室のブース
専門員 2 名が魔女の仮装
をして参加しました。



イベント参加者の集合写真
(令和小学校 校庭)

(2)野方児童館こどもフェスティバル

(パート 1 「まちなか探偵団」、パート 2 「こどもフェスティバル」)

野方児童館から「子どもの権利や子ども相談室を知ってもらう機会になれば」とのことで、イベント参加をご提案をいただきました。

「まちなか探偵団」では子ども相談室の地図と建物写真から、場所の名前を探すという指令があり、11月4日～12月3日の期間中に、13組、30名の子どもや親子が子ども相談室に来室し、どんな場所かを知ってもらえたり、子どもたちが学校や友達の話をしてくれたりする時間となりました。

子ども実行委員や学童クラブの子どもたちが出店する「こどもフェスティバル」にも、子ども相談室のブースを設けていただき、子ども相談室の周知を兼ねた小学生との関わりの時間を持たせていただきました。「まちなか探偵団」で来室した子も何人かブースに来てくれたり、何度も遊びに来てくれる子もいたり、たくさんの子もたちと触れ合うことができました。



◀「こどもフェスティバル」
子ども相談室のブース

子どもたち一人ひとりとじゃんけん
ゲームをしました。景品はいろい
ろな種類の鉛筆。鉛筆が足りなくなる
ほど、ブースは大盛況でした。

子ども相談室が開室して間もない時期に、各児童館から子ども相談室にイベントへの参加をご提案をいただき、とても感謝しています。それと同時に、今年度の活動が児童館からご提案をいただく一方にとどまってしまったことは、子ども相談室の課題であると認識しています。

子どもの権利条例が施行されたことはあくまでスタートです。子どもの権利を当たり前と考えられる子どもにとってやさしいまちになるように、子ども相談室は様々な方のご協力を得ながら子どもの権利を知ってもらう活動を行っていかねばなりません。今年度の学びや課題を活かし、来年度の活動を充実させていきたいと考えています。

(3) 外部研修等への参加

日 程	内 容	参 加 者
令和 4 年 11 月 5 日	中野区子ども・子育てに関する講演会 (オンライン) 「体罰によらない子育て ～『たたかない』『どならない』どうすればできる?～」 講師：高祖 常子 (NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク理事)	子どもオンブズマン 専門員 事務局職員
11 月 26 日	中野区児童相談所 中野区里親支援機関 さとおやこほっとステーションあいりす 「養育家庭(里親)体験発表会」	専門員
令和 5 年 1 月 16 日	中野区児童相談所 「児童相談所における子どもの権利擁護」 講師：坪井 節子(弁護士) (社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事)	専門員 事務局職員
2 月 28 日	中野区児童相談所訪問 「中野区児童相談所について」研修会	子どもオンブズマン 専門員 事務局職員

6 その他

(1)人権パネル展(展示期間:令和4年12月3日～9日)

法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間(12月4日から12月10日)を「人権週間」と定めています。

中野区では「第74回人権週間」に合わせて、中野駅ガード下ギャラリー“夢通り”を利用した人権パネル展を実施し、子ども相談室も展示に参加しました。展示は子ども相談室の案内だけではなく、子どもたちが関わったもの、子どもたちの気持ちが届くものを展示したいという思いから、野方児童館のイベント「まちなか探偵団」で来室してくれた子どもたちに協力してもらいました。好きな形の紙に、大人に伝えたいこと・子ども相談室に来て思ったこと・今日の気持ちなどを自由に書き、模造紙の好きな場所に貼ってもらい、一つの作品となりました。子ども相談室が開室したことに対する「おめでとう」のメッセージや素敵なイラスト、「まちなか探偵団が楽しかった」という気持ち、「困った時は相談したい」「みんなで遊びたい」など、一人ひとりがそれぞれの形で表現してくれました。

子どもが自分の気持ちを言うことは子どもの権利の一つであり、とても大切なことです。子どもが自由に意見を表現することについて、大人の中には「わがままを言うのではないか」と不安に思う人も少なからずいるのが現状だと思いますが、子ども相談室に来室した子どもたちの言葉はとても優しいものでした。気持ちや考えを大切にしてもらえるとという経験は、人を大切にする気持ちを学ぶ機会でもあります。知識として学ぶことももちろん重要ではありますが、子どもたちには日々の生活の中で大切にされているという実感を持って過ごして欲しい、そのためにも大人側が環境を整えていかなければならないと感じました。



子ども相談室のパネル展示

児童館のイベントで子ども相談室に来室してくれた子どもたちに書いてもらった作品です。
人権週間終了後は、子ども相談室に展示しています。

(2)中野ハイティーン会議報告会(令和4年12月18日)

中野ハイティーン会議は、中野区に在住・在学・在勤の中学生・高校生年代が、学校や学年の枠を越えて、意見交換やフィールドワークを通して考えを深め、中高生ならではの意見表明につなげていく事業です。令和4年度で20年目を迎えました。今年度は「理想のなかの」をテーマに、中高生が半年間のチャレンジの活動報告、意見表明を行いました。子ども相談室からは専門員と事務局職員が参加しました。

7 普及啓発ツール

【配布による普及啓発】

項目	発行時期	対象	配布方法
子どもオンブズマン 「子ども相談室ニュース レター」（創刊準備号）	9月	区内の小・中・高等学校 （区・国・都・私立）、特別 支援学校、幼稚園（区 立）、認可保育園（区立）、 関係機関等	電子配信 交換便 郵便
子ども相談室周知カード	11月	区内の小・中・高等学校 （区・国・都・私立）、特別 支援学校、幼稚園（区 立）、認可保育園（区立）、 関係機関等	交換便 持参
子どもの権利に関する条 例リーフレット（一般用）	12月	区民活動センター、関係 機関等	交換便 直接配布
子どもオンブズマン 「子ども相談室ニュース レター」（創刊号）	12月	区内の小・中・高等学校 （区・国・都・私立）、特別 支援学校、幼稚園（区 立）、認可保育園（区立）、 関係機関等	電子配信 交換便 郵便
子どもの権利に関する 条例リーフレット （小学校1・2・3年生版）	3月	区内の小学校（区・私 立）、関係機関等	交換便 郵便
子どもの権利に関する 条例リーフレット （小学校4・5・6年生版）	3月	区内の小学校（区・私 立）、関係機関等	交換便 郵便
子どもの権利に関する 条例リーフレット （中学生・高校生版）	3月	区内の中・高等学校（区・ 国・都・私立）、特別支援 学校、関係機関等	交換便 郵便

(1)子どもの権利に関する条例のリーフレット※

東京経済大学やこども教育宝仙大学の学生がリーフレット原案を作成してくれました。一般用は9月に、子ども用は1月にプレゼン大会が開かれ、最終案が選考されました。さらに、小学生版と中学生・高校生版は区立明和中学校の生徒にもご意見をいただきました。

※中野区ホームページにも掲載しています。

【一般用】

(外面)

(内面)

【小学校 1・2・3 年生版】



(外面)

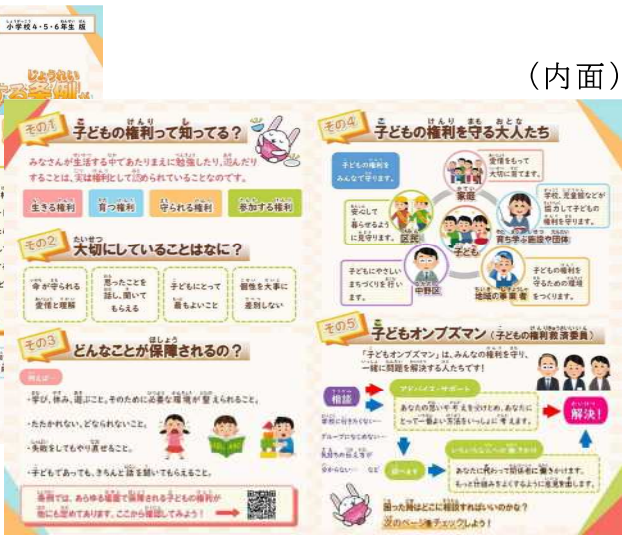


(内面)

【小学校 4・5・6 年生版】



(外面)

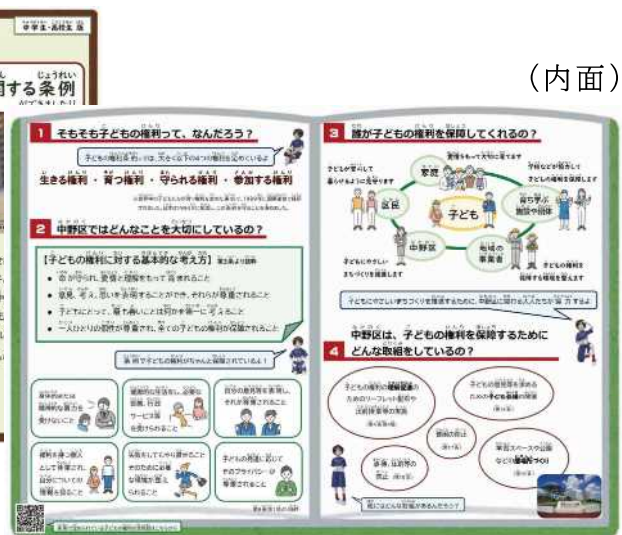


(内面)

【中学生・高校生版】



(外面)



(内面)

(2) 子ども相談室周知カード

11月に区内在住、在学の全児童・生徒に園や学校を通じて配布しました。また、児童館でのイベントでは、来場した乳幼児の保護者にも配布しました。

(表面)



(裏面)



(3) 子どもオンブズマン「子ども相談室ニュースレター」

令和4年度は開室の9月に創刊準備号を発行し、冬休み前に創刊号を発行しました。子ども相談室や子どもの権利の日フォーラムの報告、遊びながら子どもの権利を知ることができるようなすごろくページなどを作成しました。今後も子どもたちが興味を持って見てくれるような工夫を行い、子ども相談室から子どもや大人に向けて伝えたい思いを発信していきたいと思えます。

【創刊準備号】

(表面)



(裏面)



【創刊号】
（外面）

子どもの権利に関する相談にこたえる窓口「子ども相談室」広報紙 発行 2022年12月

中野区 子どもオンズマン 子ども相談室 ニュースレター 創刊号

子ども相談室ニュースレター

～中野区子どもの権利の日フォーラムさかの2022～ 「子どもの権利ってなに？」

みなさんは今年から11月20日が「中野区子どもの権利の日」になったことを知っていますか？今年3月に新定された中野区子どもの権利に関する条例の中で設けられ、この日をきっかけに中野区の子どもの権利をみんなで守ることに努めたいという思いで、中野区をより子どもにやさしいまちにしていきたいという思いで、このフォーラムが開催されました。

第一部は中野区子どもオンズマンである野村委員による、「子どもの権利ってなに？」というテーマのお話でした。その中で話された、子どもの権利条約の父コルチャック氏の「子どもは大人人間になるのではなく、(生まれながらに)すでに人間である。」という言葉は、子どもひとりひとりの「人」として尊重する大切さだけではなく、大人が子どもに真摯に向き合うことの大切さを学ぶ言葉でした。

第二部は野村子どもオンズマンの進行のもと、ハイティーン会議の学生さんたちとオンラインで参加してもらい、高井区長、中野区子ども権利委員会委員、森本子どもオンズマンのキルバカスガキが進行しました。ハイティーン会議の学生さんたちからは、各グループの企画や活動、大人に言いたいことなど、たくさん意見や考えを話していただきました。「都市計画に中野区の地域性などやわらかい中野を残してほしい」と今の中野の良さを残していきたい気持ちを感じてくれた学生さん、不登校やつらい経験から「その時々の体験しきれないような機会があれば人生が変わっていたのでは」と思い、不登校の中学生を対象にした授業を企画し、今後もハイティーン会議の活動を続けたいと話してくれた学生さんがありました。ほかの学生さんたちも中野区を様々な角度から見、今できることややってみたいことをたくさん考えていることを知り、ハイティーン会議の学生さんたちが中野区のことを真剣に考え、情熱を持って活動していることが伝わってきました。子どもと大人が互いの気持ちや意見を話し、聞き、考える大切な時間になりました。

このフォーラムに参加したハイティーン会議の学生さんだけでなく、中野区の子どもの権利委員会委員もそれぞれいろいろな思いを持っていると思います。大人に伝えたいこと、「こうだったらいいのに」と思うこと、子ども相談室としてみんなの思いを聞き取り、できることを考えていきたいです。

中野区子どもオンズマン 子ども相談室

「子どもオンズマン」と「相談員」がいるよ！ ってどんなところ？

子どもの権利救済委員のことを「子どもオンズマン」と呼びます
みんなの権利を守ったり、一緒に問題を解決する人たちがだよ！

～相談すると、どうなる？～

相談 → アドバイス・サポート → 解決！

あなたの思いや考えを受け止めて、いちばん良い結果になるように一緒に考えよう

解決しても、安心できるまでサポートを受けられるよ

関係する人たちにお話し

あなたに代わって、関係する人たちにお話しに行くこともできる！
あなたの権利がこれからはも守られるように、制度を良くしてもらう働きかけもできるよ！

あんな、このカードは持っているかな？
困ったことがあったら相談してね

0120-463-931

受付日時 月曜日～土曜日 午前11時～午後7時
※日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです

0120-463-931

メールでの相談はこちら

kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

ホームページ <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/241500/d032951.html>

「会って話したい」「手紙で相談したい」ときは・・・
〒165-0027 中野区野方1-35-3 教育センター一分室3階 子ども相談室
JR中野駅から歩いて約20分 大新橋バス停から歩いて約2分

ホームページもみてね

（内面）

子どもオンズマン 子ども相談室 へようこそ！

スタート

かいだんで3かいへ行くこう！

子どもにだってあるさえらぶじゆう

3階 子ども相談室

ずっとまもるよ 子どものけんり

まちがってもちようせんすることがたいせつ

あとひとときだ！

「ん？」 まよったら そうだんしてね

ゴール

子どものけんり みんなでまなぼう

どの子どももみんなたいせつなそんざい

もんだいは子どもといっしょにかいけつします

おもしろいあそびそれも子どものけんり

やすむことも子どものけんり

いっかいやせお

みずのようせいのくもにのせてもらったよ

ゆるむしへちかおや

エレベーターホール

教育センター一分室 入口

相談室

相談室受付

中野区子どもの権利救済委員は、「中野区子どもオンズマン」と呼ばれることになりました。子どもオンズマンというのは、子どもの「こまったな」「つらいな」「どうしよう」という思いに耳を傾け、いっしょに考えて解決したり、「子どもにやさしい中野」にするために、子どもの思いや考えを代弁して役立てたりする役割をもっています。「こんなことを言っていたいのかな、でもな……」と感じているところに大切なことがあったりします。一度、話しに来てみませんか。

野村 子どもオンズマン

IV メッセージ

IV メッセージ

専門員 高野彩子

私は小さい頃から「星の王子さま」という本が好きです。この本の言葉から学ぶことはたくさんありますが、狐が王子さまに言った言葉「心で見なくちゃ、ものごとはよく見えないってことさ。かんじんなことは、目に見えないんだよ。」は、私にとって大切なものとなっています。

生きている毎日の中に、目に見えないけれど大事なことはたくさんあると思います。私は相談という仕事をさせていただく上で、特に2つの目に見えないかんじんなことを大切にしたいと思っています。1つは、困ったり悩んだりしている人が、どういう気持ちで相談してくれたか、話してくれた言葉にどんな気持ちが込められているか、見えない相手の気持ちです。最初の相談で気持ちの全てを伝えることは難しいことで、勇気を出して話してくれた言葉にはたくさんの思いが詰まっていると思います。だからこそ、言葉と同じだけ気持ちも大切にしたいと思ってお話を聴きます。もう1つのかんじんなことは、自分自身です。相談に来てくれた人を大切にするためには、自分のことを大切にできているかどうかも重要です。自分のことを大切に扱っているからこそ、相手のことを自分事のように大切に思うことができ、全力を注げるとしています。人は自分の気持ちには気づきにくいものですが、時々自分の胸に手を当てて、「私の心はなにを感じているのかな」と自分に問いかけてみるように心掛けています。

子どもたちにも時々自分の心が感じていることに気付いてあげる時間を持って欲しいと思っています。「悲しいな」「苦しかったな」「なんだか疲れちゃった」「モヤモヤする」など、心の声に気付いて、それを話したくなった時には、子ども相談室を思い出してもらいたいです。みんなの大事な気づきや気持ちを、大切に、そして丁寧を受け止めたいと思っています。

専門員 時田綾子

子どもの権利条例第3条「基本理念」には、意見等を表明し尊重される権利が定められています。意見表明権は、子どもの権利であるがゆえに特に重要な権利であるといわれています。

他方、生まれてからまだあまり年数が経っていない子どもは、社会経験を積む期間が短く、世の中を生き抜いていくための知恵や自立する力等が十分に育まれていないことを理由として、相応の配慮やサポートが必要な場合があります。

それゆえ、子どもの意見表明権が真に守られているか否かに、大人が真剣に子どもの権利と向き合っているか否かが表れてしまうのではないかと考えています。大人にとっての「子どものため」という大義名分の陰に、子どもにとっての最善が隠れてしまっていないか、大人が自分自身に常に問い続ける姿勢が必要で

はないでしょうか。

専門職である前に一人の大人として、「子どもの話に心の耳を傾けることができるか」「子どもが伝えたいと思っていることや感じていることをキャッチできているか」、大人は「何でも話して」「いつでも」と言うけれど、子どもにとって本当に相談しやすい環境であるのか、言葉にならない子どもの本心に気付くことができるように、謙虚であるよう心掛けたいと思います。

私には、仕事に携わる上で大事にしている言葉があります。「Nothing About Us Without Us」(私たちのことを私たち抜きに決めないで)です。子どもを取り巻く環境や約束事、子どもの将来に関わる選択等を行う際は、当事者である子どもの意思を的確に受け止め、決定する過程に子ども自身が参加できることが子どもの権利を保障する上で不可欠です。この言葉を胸に深く刻み、さまざまな場面において大切にできる専門員であるよう努めます。

専門員 満田琴美

まず、お話をふたつ。

知的障害の男の子に訊いたお話。

「この先生ならお話ししても大丈夫だと思う先生って、どんなところで分かるの？」その子は両手で自分の頬を包むように触れながら、こう答えました。「目とか顔とか、しゃべり方とか、動いてる感じ。」よく聞くと、視線や眼差しではなく目つき。表情ではなく顔つき。つまり、人相に口調に所作のことでした。年とともに積み重なり繕えないもの。大人の心が自分に向いているか、大人の心が自分に開かれているか。私は子どもたちから相談したい大人に見えているのでしょうか。

小学生の女の子のお話。

「うちのクラスはすごくうるさくて、他のクラスの先生たちからも動物園だって言われてて…」少し間があって、続いた彼女の言葉は「…でも、楽しいクラスだった。」彼女の強さと自分を信じる心に触れた瞬間でした。多くの大人から多くのことを言われたことでしょう。それでも彼女は自分のクラスを静かに想い続けていました。彼女もいずれ20代、30代を迎えます。小学生のころのクラスの楽しい記憶は、ふとしたときに彼女に力を与えるのでしょうか。

そして、私は。

「それはよかったね！」「あら、それは大変だったわねえ。」こちらも人間で、つい心の声が口から出てしまう時があります。それでも、「いえ、違うんです」と訂正できる余地を子どもに感じてもらえているかどうか、誤っていたら謝れるかどうか。それが人間らしい大人らしさではないかと思いつつ、今日も私は子どもたちのお話を聴いています。



V 参考資料

中野区子どもの権利に関する条例

中野区子どもの権利に関する条例施行規則

なかのくこ けんり かん じょうれい
中野区子どもの権利に関する条例

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則（第1条—第8条）

だい しょう こ けんり ほしょう だい じょう だい じょう
第2章 子どもの権利の保障（第9条—第12条）

だい しょう こ 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条—第19条）

だい しょう こ かん とりくみ すいしん けんしょう だい じょう だい じょう
第4章 子どもに関する取組の推進および検証（第20条—第23条）

だい しょう こ けんり そうだん しんがい きゅうさい だい じょう だい じょう
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済（第24条—第27条）

だい しょう ざっそく だい じょう
第6章 雑則（第28条）

ふそく
附則

こ 子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。

この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

いま、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。子どもにやさしいまちは、全ての人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。

私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あな

たにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中野区（以下「区」といいます。）に関わるすべての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のことをいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

3 この条例において「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）または在学している人および保護者のことをいいます。

4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。

5 この条例において「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を

おこな だんたい
行う団体のことをいいます。

6 この 条例において「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう こ けんり ほししょう つぎ さだ かんが かつ きほんりねん
第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

(1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。

(2) 子どもは、その意見、考え、思い（以下「意見等」といいます。）を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。

(3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。

(4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

く やくわり
(区の役割)

だい じょう く とりくみ おこな こ けんり ほししょう こ
第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

2 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

3 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行うものとします。

4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

く じん やくわり
(区民の役割)

だい じょう く じん こ けんり りかい ふか ほししょう つと
第5条 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう努めるものとします。

2 区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。

3 区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利についてその考え方を広めていくことに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設および団体の役割)

第6条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることはないよう適切な気配りを行うよう努めるものとします。

3 事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるものとします。

(中野区子どもの権利の日)

第8条 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。

2 子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。

3 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします。

第2章 子どもの権利の保障

(あらゆる場面における権利の保障)

第9条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あらゆる場

めん とく つぎ さだ けんり ほしょう
面において、特に次に定める権利が保障されます。

- (1) しんたいてき せいしんてき ぼうりよく う
身体的または精神的な暴力を受けないこと。
- (2) けんこうてき せいかつ ひつよう いりよう ぎょうせい どう う
健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- (3) かていてき かんきょう そだ
家庭的な環境のもとで育つこと。
- (4) じぶん いけんとう ひょうめい そんちよう
自分の意見等を表明し、それが尊重されること。
- (5) まな やす あそ ひつよう かんきょう とどの
学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。
- (6) けんり も こじん そんちよう じぶん じょうほう し
権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること。
- (7) しっぱい なお ひつよう かんきょう とどの
失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。
- (8) こ はったつ おう そんちよう
子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。
- (9) かてい かんきょう けいざいてき じょうきょう しゃかいてき みぶん こくせき じんしゅ みるぞく ぶんか しょうがい
家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害
の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。
- (10) こ りゆう ふとう う
子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと。

2 区、区民、そだ まな しせつ だんたい こ いけんとう そんちよう
区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その
いけんとう そんちよう こ わ せつめい つと
意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるも
のとしします。

3 区は、こ けんり ほしょう ひつよう とりくみ おこな
区は、子どもの権利を保障するため、必要な取組を行うものとしします。

かてい けんり ほしょう
(家庭における権利の保障)

だい じょう ほごしゃ かてい こ けんり ほしょう とく つぎ さだ
第10条 保護者は、家庭において、子どもの権利を保障するため、特に次に定める
ことについて ひつよう とりくみ おこな つと
ことについて必要な取組を行うよう努めるものとしします。

- (1) かていてき かんきょう あいじょう う そだ
家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと。
- (2) こ はったつ おう こじん ひみつ まも
子どもの発達に応じて個人の秘密が守られること。

2 ほごしゃ ぜんこう とりくみ おこな こそだ ひつよう きょうりよく もと
保護者は、前項の取組を行うときには、子育てについての必要な協力を求める
こと等により、こ 子どもの成長を支えることができるよう努めるものとしします。

3 く かてい こ けんり ほしょう こ ほごしゃ たい
区は、家庭において、子どもの権利を保障するため、子どもおよび保護者に対して、
ひつよう とりくみ おこな
必要な取組を行うものとしします。

そだ まな しせつ だんたい かつどう けんり ほしょう
(育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障)

だい じょう そだ まな しせつ だんたい かつどう こ けんり ほしょう
第11条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において、子どもの権利を保障する

ため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

- (1) 安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること。
- (2) 一人ひとりの個性が尊重され、差別をされないこと。
- (3) いじめや体罰を受けないこと。
- (4) その子どもの個人に関する情報について、その意思に反し、または正当な目的の範囲をこえて利用され、または提供されないこと。

2 育ち学ぶ施設および団体は、前項の取組を行うときには、次に定めることを行うことにより、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるものとします。

- (1) 子どもの権利の保障に主体的に取り組み、子どもの成長を支えることができるよう必要な支援を行うこと。
- (2) 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見等を尊重しながら、子どもにとって最も善い解決方法をとること。
- (3) 虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応すること。

3 区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障するため、育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとします。

(地域社会における権利の保障)

第12条 子どもと関わる活動をする区民は、地域社会において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

- (1) 安全で安心できる環境のもとで生活すること。
- (2) 地域の活動等に参加し、自分の意見等を表明すること。
- (3) 休み、または遊ぶことができ、一人または集団で活動することができる居場所を利用すること。

2 子どもと関わる活動をする区民は、前項の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとします。

3 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、前項に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする区民に対して、必要な取組を行うものとします。

だい しょう こ すいしん 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

こ いけんとう ひょうめい さんか
(子どもの意見等の表明および参加)

だい じょう く こ じぶん いけんとう ひょうめい さんか きかい かくほ ひつ
第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必
よう せいど もう つと
要な制度を設けるよう努めるものとします。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と参加をうながすた
め、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努め
るものとします。

こ かいぎ
(子ども会議)

だい じょう くちょう こ いけんとう もと かいぎ いか こ かいぎ
第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議(以下「子ども会議」といい
ます。)を開きます。

2 区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子
も会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。

3 区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映されるよう努めるもの
とします。

4 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとしま
す。

5 区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議が順調に運営さ
れるよう必要な支援を行うものとします。

6 子ども会議に参加する子どもは、第2項に規定することや自分が必要と認めること
について、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。

7 前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊重するよう努め
るものとします。

ぎゃくたい たいばつとう ぼうし
(虐待、体罰等の防止)

だい じょう く くみん そだ まな しせつ だんたい こ ぎゃくたい たいばつとう う
第15条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けるこ
となく、すこやかに育ち、安心して暮らすことができるよう努めなければなりません。

2 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の予防と早期の発見に
とく
取り組むものとします。

3 区民、^{くみん} 育ち^{そだ} 学ぶ^{まな} 施設^{しせつ} および^{だんたい} 団体は、^こ 子どもが^{ぎゃくたい} 虐待、^{たいばつとう} 体罰等^う を受けることがないよう
^き 気を配るとともに、^{ぎゃくたい} 虐待、^{たいばつとう} 体罰等^う を受けたと思われる^{おも} 子どもを^こ 発見^{はっけん} したときは、すみ
やかに^く 区^た その他の^{かんけいきかん} 関係機関^し に知らせなければなりません。

4 区は、^こ 虐待、^{ぎゃくたい} 体罰等^{たいばつとう} を受けた子どもを^こ すみやかにかつ^{てきせつ} 適切に^{きゅうさい} 救済^{かんけい} するため、^{きかん} 関係^{きょうりょく} 機関と^{ひつよう} 協力^{しえん} し、^{おこな} 必要な^{おこな} 支援^{おこな} を^{おこな} 行う^{おこな} ものとします。

(いじめその他の^た 権利^{けんり} の^{しんがい} 侵害^{ぼうし} の防止)

第16条 区、^く 区民、^{くみん} 育ち^{そだ} 学ぶ^{まな} 施設^{しせつ} および^{だんたい} 団体は、^こ 子どもがいじめその他の^た 権利^{けんり} の^{しんがい} 侵害^{ぼうし}
を受けることなく、^{あんしん} 安心して^{せいかつ} 生活^{つと} することができるよう^{つと} 努める^{つと} ものとします。

2 区、^く 区民、^{くみん} 育ち^{そだ} 学ぶ^{まな} 施設^{しせつ} および^{だんたい} 団体は、^こ 子どもに対する^{たい} いじめその他の^た 権利^{けんり} の^{しんがい} 侵害^{ぼうし}
の^{よぼう} 予防^{そうき} と^{はっけん} 早期^と の^く 発見^と に^く 取り組む^と ものとします。

3 区、^く 区民、^{くみん} 育ち^{そだ} 学ぶ^{まな} 施設^{しせつ} および^{だんたい} 団体は、^こ いじめその他の^た 権利^{けんり} の^{しんがい} 侵害^う を受けた子ども
を^こ すみやかにかつ^{てきせつ} 適切に^{きゅうさい} 救済^{かんけいきかん} するため、^{きょうりょく} 関係^{ひつよう} 機関と^{しえん} 協力^{おこな} し、^{おこな} 必要な^{おこな} 支援^{おこな} を^{おこな} 行う^{おこな}
ものとします。

4 区、^く 区民、^{くみん} 育ち^{そだ} 学ぶ^{まな} 施設^{しせつ} および^{だんたい} 団体は、^こ いじめその他の^た 権利^{けんり} の^{しんがい} 侵害^{かか} に関わった子ども
もが^{ふたた} 再び^た いじめその他の^た 権利^{けんり} の^{しんがい} 侵害^{かか} に関わる^と ことのないよう^と 取り組む^と ものとします。

(^{ひんこん} 貧困^{ぼうし} の防止)

第17条 区は、^こ 全ての^{ひとり} 子どもが^{のこ} だれ一人^{のこ} 取り残されることなく、^{そだ} すこやかに^{まな} 育ち、^{まな} 学
^{くみん} ぶ^{そだ} ことができ^{まな} るよう、^{だんたい} 区民、^{きょうりょく} 育ち^こ 学ぶ^{ひんこん} 施設^{ひんこん} および^{ひんこん} 団体と^{ひんこん} 協力^{ひんこん} して、^{ひんこん} 子どもの^{ひんこん} 貧困^{ひんこん}
^{ぼうし} の^{ぼうし} 防止^{ぼうし} に^{ぼうし} 総合^と 的に^と 取り組む^と ものとします。

(^{ゆうがい} 有害^{きけん} または^{かんきょう} 危険^{じょうほう} な^{ほご} 環境^{ほご} および^{ほご} 情報^{ほご} からの^{ほご} 保護)

第18条 区、^く 区民、^{くみん} 育ち^{そだ} 学ぶ^{まな} 施設^{しせつ} および^{だんたい} 団体は、^こ 子どもが^{かてい} 家庭^{ちいきしゃかい} や^{なか} 地域^{そん} 社会^{そん} の^{そん} 中で^{そん} 尊
^{ちよう} 重^{あんしん} され、^{けんこうてき} 安心して^い 健康^{いほう} 的に^{やくぶつとう} 生きる^{ゆうがい} ため、^{きけん} 違法^{かんきょう} な^{かんきょう} 薬物^{かんきょう} 等^{かんきょう} の^{かんきょう} 有害^{かんきょう} または^{かんきょう} 危険^{かんきょう} な^{かんきょう} 環境^{かんきょう}
^{じょうほう} 情報^こ から^{まも} 子どもを^と 守^と るよう^と 取り組む^と ものとします。

2 区は、^く 前項^{ぜんこう} に^{きてい} 規定^{とりくみ} する^{かん} 取組^こ に関し、^こ 子ども、^{くみん} 区民、^{そだ} 育ち^{まな} 学ぶ^{しせつ} 施設^{だんたい} および^{ひつよう} 団体^{ひつよう} に^{ひつよう} 必要^{ひつよう}
^{じょうほう} な^{ていきよう} 情報^{ていきよう} を^{ていきよう} 提供^{ていきよう} する^{ていきよう} ものとします。

(^{いばしょ} 居場所^{いばしょ} づくり)

第19条 区、^く 育ち^{そだ} 学ぶ^{まな} 施設^{しせつ} および^{だんたい} 団体は、^こ 子どもが^{あんしん} 安心して^す 過ごす^{いば} ことができる^{いば} 居場^{いば}

しよ つと
所づくりに努めるものとします。

2 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとします。

3 区、育ち学ぶ施設および団体は、第1項に規定する居場所づくりに関し、子どもがいけんとう ひょうめい さんか きかい もう いけんとう せんちょう つと 意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとします。

だい しやう こ かん とりくみ すいしん けんしやう 第4章 子どもに関する取組の推進および検証

こ かん とりくみ すいしん
(子どもに関する取組の推進)

だい じやう く すべ こ けんり ほしやう こ くみん そだ まな し
第20条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。

2 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとします。

3 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的な、子どもの状況等についてちょうさ おこな けっか こうひやう 調査を行い、その結果を公表するものとします。

こ かん とりくみ すいしんけいかく さくてい
(子どもに関する取組の推進計画の策定)

だい じやう く こ かん とりくみ すいしん きほん けいかく い か すいしん
第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

2 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。

3 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

4 前2項の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

なかの く こ けんり いんかい せっち
(中野区子どもの権利委員会の設置)

だい じやう すいしんけいかく こ かん とりくみ けんしやう くちやう ふぞくき かん
第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。

2 権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについてちょうさ けんとう おこな 権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行い、

いけん の
意見を述べます。

- (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること。
 - (2) 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること。
 - (3) その他区長が必要と認めること。
- 3 権利委員会は、前項各号に定めることに関し、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができます。
- 4 権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区長が任命する委員10人以内をもって組織します。
- 5 権利委員会の委員（以下単に「委員」といいます。）の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- 6 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

けんり いんかい いけん そんちょう
(権利委員会の意見の尊重)

だい じょう くちょう けんり いんかい ぜんじょうだい こう どうじょうだい こう いけん う
第23条 区長は、権利委員会から前条第2項および同条第3項の意見を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

- 2 区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

だい しょう こ けんり そうだん しんがい きゅうさい
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

なかの く こ けんり きゅうさい いん せっち
(中野区子どもの権利救済委員の設置)

だい じょう こ けんり しんがい い か けんり しんがい
第24条 子どもの権利の侵害（以下「権利侵害」といいます。）からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員は、次に定めることを担当します。

- (1) 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。
- (2) 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。

- (3) 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
- (4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。
- (5) 第3号の要請および前号の意見の内容を公表すること。
- (6) 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。
- 3 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。
- 4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- 5 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合、第3項に規定する任命の要件を満たさなくなった場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を解くことができます。
- 6 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。
- (救済委員の職務の執行)
- 第25条 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。
- 2 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。
- 3 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。
- 4 救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。
- 5 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。
- 6 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

7 区民、くみん そだ まな しせつ 育ち学ぶ施設および団体は、だんたい こ 子どもが きゅうさいいん そうだんとう 救済委員に相談等をしやすい環境を かんきょう ととの つと 整えるよう努めるとともに、きゅうさいいん しよくむ しっこう きょうりよく 救済委員の職務の執行に協力するよう努めるもの つと とします。

きゅうさいいん そうだんとう
(救済委員への相談等)

第26条 だい じょう こ 子ども (その子どもに こ 関係のある かんけい 人を ひと ふくみます。) は、きゅうさいいん こ 救済委員に けんり ほしょう 子どもの権利の保障について ひつよう そうだん おこな 必要な相談を だい じょうだい こうだい ごう ようせい 行い、または第24条第2項第3号の要請 どうこうだい ごう いけん ひょうめい おこな や同項第4号の意見の表明を もと 行うことを きゅうさいいん 求めることができます。

きゅうさいいん ようせい いけん そんちようとう
(救済委員の要請および意見の尊重等)

第27条 だい じょう く きかん 区の機関は、きゅうさいいん 救済委員から だい じょうだい こうだい ごう ようせい 第24条第2項第3号の要請および どうこうだい 同項第4 ごう いけん ひょうめい う 号の意見の表明を受けたときは、これを そんちよう ひつよう とりくみ おこな 尊重し、必要な取組を行うよう努めるもの つと とします。

2 く きかん ぜんこう とりくみ おこな 区の機関は、前項の取組を行うときには、その ないよう きゅうさいいん ほうこく 内容を救済委員に報告しなければ どうこう とりくみ おこな なりません。ただし、同項の取組を行うことができないときは、りゆう つ 理由を付けてその きゅうさいいん ほうこく ことを救済委員に報告しなければなりません。

3 くみん そだ まな しせつ 区民、育ち学ぶ施設および団体は、だんたい きゅうさいいん 救済委員から だい じょうだい こうだい ごう ようせい 第24条第2項第3号の要請お どうこうだい ごう いけん ひょうめい う び同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを そんちよう ひつよう とりくみ おこな 尊重し、必要な取組を行う つと よう努めるものとします。

だい しょう ざっそく
第6章 雑則

いんにん
(委任)

第28条 だい じょう じょうれい しこう かん ひつよう この条例の施行に関し必要なことは、きそく さだ 規則で定めます。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつついたち しこう
この条例は、令和4年4月1日から施行します。

なかのくこ けんり かん じょうれいしこうきそく
中野区子どもの権利に関する条例施行規則

きそく さだ
(この規則で定めること)

だい じょう きそく なかのくこ けんり かん じょうれい れいわ ねんなかのくじょうれいだい
第1条 この規則は、中野区子どもの権利に関する条例(令和4年中野区条例第1
ごう いか じょうれい しこう かん ひつよう さだ
6号。以下「条例」といいます。)の施行に関し必要なことを定めるものとします。

ようご いみ
(用語の意味)

だい じょう きそく しょう ようご じょうれい しょう ようご れい
第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によりま
す。

じょうれいだい じょうだい こう ひと ひと けんり みと てきとう みと ひと
(条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう ひと ひと けんり みと てきとう みと
第3条 条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める
ひと さい ひと つぎ あ ひと
人は、18歳または19歳の人で次のいずれかに当てはまる人となります。

(1) ぞだ まな しせつ おも さいみまん ひと りよう かぎ りよう
育ち学ぶ施設(主に18歳未満の人が利用するものに限り)を利用して
ひと
いる人

(2) くない ざいじゅう くがい がっこう せんしゅうがっこう かくしゅがっこう じどうふくし しせつ た こ
区内に在住し、区外の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他
ぞだ まな りよう しせつ おも さいみまん ひと りよう かぎ
どもが育ち、学ぶために利用する施設(主に18歳未満の人が利用するものに限り
ます。)を利用している人

(3) たくちょう ひつよう みと ひと
その他区長が必要と認める人
(かねることが禁止される職)

だい じょう つぎ あ ひと じょうれいだい じょうだい こう きてい いいん い
第4条 次のいずれかに当てはまる人は、条例第22条第5項に規定する委員(以
かたん いいん じょうれいだい じょうだい こう きてい きゅうさいいん い
下単に「委員」といいます。)および条例第24条第1項に規定する救済委員(以
かたん きゅうさいいん
下単に「救済委員」といいます。)となることができません。

(1) こっかいぎいん ちほうこうきょうだんたい ぎかい ぎいん ちほうこうきょうだんたい ちょう せいとう た
国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長または政党その他
せいじだんたい やくいん
の政治団体の役員

(2) た いいん きゅうさいいん しょくむ おこな ししょう
その他委員および救済委員の職務を行うことについて支障となるおそれのあ
る職にあると区長が認める人

なかのくこ けんり いんかい かいちょう ふくかいちょう
(中野区子どもの権利委員会の会長および副会長)

だい じょう なかのくこ けんり いんかい いか けんり いんかい かいちょう
第5条 中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)に会長および

ふくかいちょう ひとり お いいん いいん えら
び副会長を1人ずつ置き、委員が委員のうちから選びます。

2 会長は、権利委員会の事務全体を管理し、権利委員会を代表します。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理します。

けんり いいんかい かいぎ
(権利委員会の会議)

第6条 権利委員会は、会長がその会議に委員を集合させます。ただし、委員の全部が新しく任命された後の最初の権利委員会については、区長が委員を集合させます。

2 権利委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決まり、賛成する委員の数と賛成しない委員の数と同じときは、会長の決めるところによります。

4 権利委員会の会議は、公開とします。ただし、権利委員会が必要があると認めるときは、公開しないことができます。

5 その他、権利委員会の会議に関し必要なことは、会長が権利委員会の意見を聞いて定めます。

けんり いいんかい しょむ
(権利委員会の庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、子ども教育部において処理します。

きゅうさいいいん たい ようせい いけん ひょうめい もうした
(救済委員に対する要請または意見の表明の申立て)

第8条 子ども(その子どもの関係者を含みます。)は、条例第26条の規定により救済委員に対し要請または意見の表明を行うことを求めるときは、申立書(第1号様式)により申立てを行わなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、救済委員が特に必要があると認めるときは、口頭により同項の申立てを行うことができます。この場合において、救済委員は、その口頭による申立ての内容を口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとします。

ちょうさ じっし
(調査の実施)

第9条 救済委員は、前条に規定する申立て(以下単に「申立て」といいます)

す。)があったときは、じょうれいだい じょうだい こうだい ごう ひつよう ちょうさ い かたん ちょう 条例第24条第2項第2号の必要な調査(以下単に「調査」といいます。)をするものとします。

ちょうさ ばあい
(調査をしない場合)

だい じょう きゅうさいいん もうした つぎ あ ちょうさ
第10条 救済委員は、申立てが次のいずれかに当てはまるときは、調査をしないことができます。

- (1) じっさい さいばん あらそ ばあい さいばんしょ はんけつとう ばあい
実際に裁判で争っている場合またはすでに裁判所において判決等があった場合
- (2) じっさい なかの くふくし てきよう かか くじょう しょり かん じょうれい へいせい ねんなか の くじょうれいだい ごう だい じょう きてい ふくし かん もうした
実際に中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条例(平成2年中野区条例第35号)第10条に規定する福祉サービスに関する申立てがされ、または同条例によりすでに苦情の処理が終了していることについての事実関係と
どうじょうれい どうじょうれい くじょう しょり しゅうりよう じじつかんけい
同じものに関するものであると救済委員が認める場合
- (3) きゅうさいいん た く しょくいん こうい かん ばあい
救済委員その他の区の職員の行為に関するものである場合
- (4) ぐたいてき けんりしんがい ばあい
具体的な権利侵害がない場合
- (5) たきゅうさいいん みと ばあい
その他救済委員が認める場合

2 きゅうさいいん もうした ぜんこうかくごう あ ちょうさ
救済委員は、申立てが前項各号のいずれかに当てはまることにより調査をしないときは、ちょうさたいしょうがいつうちしょ だい ごうようしき もうした ひと い か 調査対象外通知書(第3号様式)により、その申立てをした人(以下「申立者」といいます。)に理由を付けて調査をしないことを通知するものとします。

ちょうさ どうい
(調査の同意)

だい じょう もうした こ ほ ごしゃ きゅうさいいん
第11条 申立てが子どもまたはその保護者によるものでないときは、救済委員は、ちょうさ どういしょ だい ごうようしき こ ほ 調査をすることにつき、同意書(第4号様式)により、その子どもまたはその保護者の同意を得なければなりません。

2 ぜんこう きてい きゅうさいいん こ せいめい しんたい まも
前項の規定にかかわらず、救済委員は、その子どもの生命または身体を守るために必要がある場合において、その子どもの置かれている状況等から同項に規定する同意を得ることが困難であると認めるときは、その同意を得ずに調査をすることができます。ばあい きゅうさいいん こ ほ ごしゃ こじんじょうほう この場合において、救済委員は、その子どもまたはその保護者の個人情報を守ることに十分気配りをしなければなりません。

ほうこく もと ぶっけん ていしゅつ もと しつもん
(報告の求め、物件の提出の求めまたは質問)

だい じょう きゅうさいいん ちょうさ ばあい ひつよう みと そだ
第12条 救済委員は、調査をする場合において、必要があると認めるときは、育

まな しせつ だいひょうしゃ だんたい だいひょうしゃ た かんけいしゃ く きかん たい ほうこく もと
学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関に対し、報告の求
め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をすることができます。

2 救済委員は、前項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまた
は質問をしようとするときは、あらかじめ、調査実施通知書（第5号様式）によ
り、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関にそのこ
とを通知しなければなりません。

3 救済委員は、第1項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めま
たは質問をしようとする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入
るときは、その育ち学ぶ施設または団体の代表者その他の関係者の同意を得なければな
りません。

4 救済委員は、前項に規定する同意を得て育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち
入るときは、身分証明書（第6号様式）を持ち、求めがあったときは、これを出して
示さなければなりません。

5 救済委員は、必要があると認めるときは、専門的なことに関する学識経験を備え
ている人等にその専門的なことに関する分析、鑑定等を依頼することを区長に求め
ることができます。

（調査の中止）

第13条 救済委員は、調査の開始後にその調査の申立てが第10条第1項に定
めることのいずれかに当てはまることが判明したときは、調査を中止することができ
ます。

2 救済委員は、前項の規定により調査を中止したときは、調査中止通知書（第
7号様式）により、申立者（その調査について、第11条第1項に規定する同意
をした子どもまたはその保護者（以下「同意者」といいます。）がいるときはその同意
者を、調査実施通知書による通知をしたときはその通知に関係する育ち学ぶ施設の
代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関を含みます。次条において
同じです。）に理由を付けて調査を中止したことを通知するものとします。

（調査の終了）

だい じょう きゅうさいい いん ちょうさ しゅうりょう ちょうさけつ かつうちしょ だい ごうよう
第14条 救済委員は、調査が終了したときは、調査結果通知書（第8号様
しき もうしたてしや けつか つうち
式）により、申立者にその結果を通知するものとします。

ちょうせい じっし
（調整の実施）

だい じょう きゅうさいい いん ちょうさ けつか ひつよう みと じょうれいだい じょうだい
第15条 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、条例第24条第

こうだい ごう ひつよう ちょうせい
2項第2号の必要な調整をするものとします。

2 第12条第3項および第4項の規定は、前項に規定する必要な調整をする場合に
だい じょうだい こう だい こう きてい ぜんこう きてい ひつよう ちょうせい ばあい
おいて、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときについて準用します。

ようせい いけん ひょうめい つうち
（要請または意見の表明の通知）

だい じょう きゅうさいい いん じょうれいだい じょうだい こうだい ごう ようせい どうこうだい ごう い
第16条 救済委員は、条例第24条第2項第3号の要請または同項第4号の意

けん ひょうめい
見の表明をしようとするときは、あらかじめ、要請・意見表明通知書（第9号様
しき もうしたてしや ちょうさ どういしや どういしや ふく
式）により、申立者（その調査について同意者がいるときは、その同意者を含みま

す。）および区長にその内容を通知しなければなりません。

きゅうさいい いん しよくむ れんらくちょうせい
（救済委員の職務についての連絡調整）

だい じょう きゅうさいい いん きゅうさいい いん しよくむ かん れんらくちょうせい おこな ひつよう ばあい
第17条 救済委員は、救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合

たひつよう みと ばあい きゅうさいい いん ぜんいん こうせい れんらくちょうせい かいぎ ひら
その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くこ
とができます。

2 前項に規定する連絡調整会議を開くときに、必要があると認めるときは、救済委
ぜんこう きてい れんらくちょうせい かいぎ ひら ひつよう みと きゅうさいい
員が救済委員のうちから代表救済委員を選ぶことができます。

きゅうさいい いん しよくむ じっし じょうきょう こうひょうどう
（救済委員の職務の実施状況の公表等）

だい じょう くちょう じょうれいだい じょうだい こう きてい ほうこく う きゅうさいい いん
第18条 区長は、条例第25条第5項の規定により報告を受けた救済委員の

しよくむ じっし じょうきょう まいねんど ないよう こうひょう けんり いんかい
職務の実施状況について、毎年度、その内容を公表するとともに、権利委員会に
ほうこく
報告するものとします。

せんもんしよくいん せっち
（専門職員の設置）

だい じょう くちょう なかの くかいけいねん どんいんしよくいん にんようとう かん きそく れいわ がんねんなかの
第19条 区長は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年中野

く きそくだい ごう さだ きゅうさいい いん しよくむ たす せんもん しよく
区規則第48号）の定めるところにより、救済委員の職務を助けるための専門の職
いん お
員を置くものとします。

2 前項に規定する専門の職員の職の設置および任用等に関し必要なことは、別に定
ぜんこう きてい せんもん しよくいん しよく せっち にんようとう かん ひつよう べつ さだ
めます。

きゅうさいいん しよむ
(救 済 委 員 の 庶 務)

だい じょう きゅうさいいん しよむ こ きょういくぶ しより
第 2 0 条 救 済 委 員 の 庶 務 は、 子 ども 教 育 部 に お い て 処 理 し ま す。

こ そうだんしつ せっち
(子 ども 相 談 室 の 設 置)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こうだい ごう そうだん まどぐち こ そうだんしつ
第 2 1 条 条 例 第 2 4 条 第 2 項 第 1 号 の 相 談 の た め の 窓 口 と し て、 子 ども 相 談 室 を
せっち
設 置 し ま す。

ほそく
(補 則)

だい じょう きそく さだ ひつよう べつ さだ
第 2 2 条 この 規 則 に 定 め る も の の ほ か、 必 要 な こ と は、 別 に 定 め ま す。

ふ そく
附 則

きそく れいわ ねん がつついたち しこう だい じょう きてい どうねん
この 規 則 は、 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 し ま す。 た だ し、 第 2 1 条 の 規 定 は、 同 年 9
がつついたち しこう
月 1 日 か ら 施 行 し ま す。

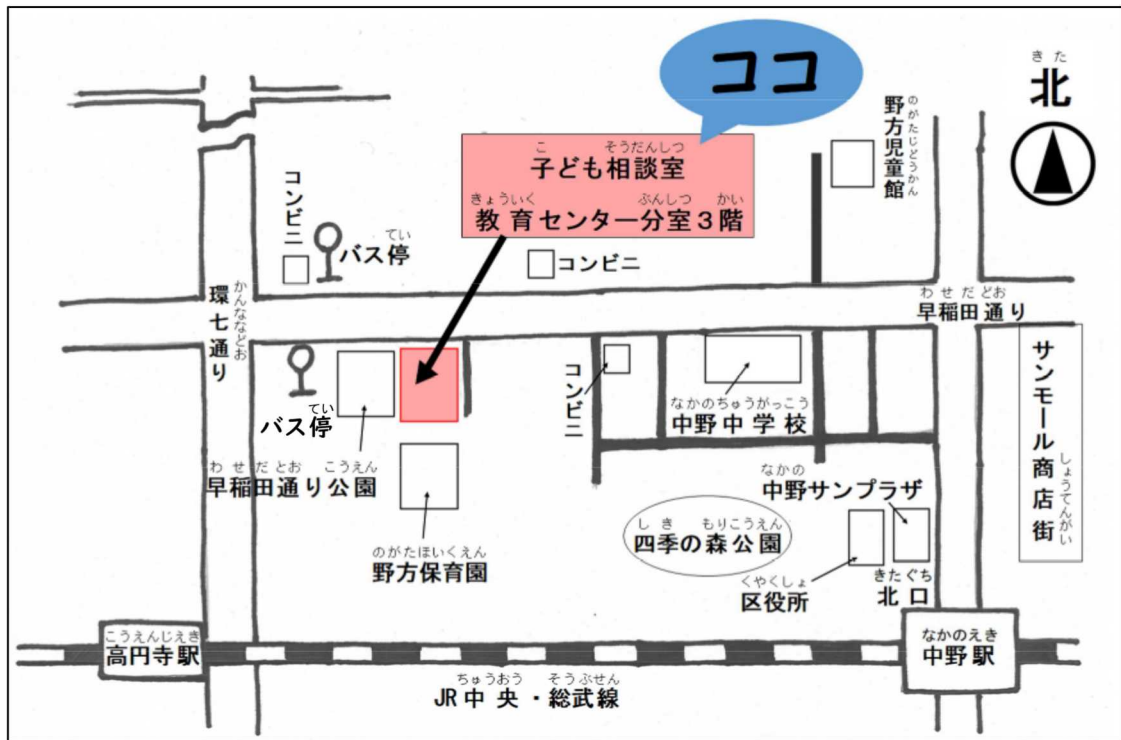
令和 4(2022)年度
中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）
活動報告書

令和 5(2023)年 5 月 発行

中野区子どもオンブズマン 子ども相談室
中野区子ども教育部 子ども・教育政策課 子ども相談係
（子どもオンブズマン事務局）
〒165-0027 中野区野方一丁目 35 番 3 号 教育センター分室 3 階
TEL 03-3385-9673(事務局) FAX 03-3385-9674

中野区子どもオンブズマンは令和 4(2022)年度に設置されました。

【地図】



中野区子どもオンブズマン 子ども相談室

フリーダイヤル
0120-463-931

✉ kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

メールでの
相談は
こちらから



ホームページ

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/241500/d032951.html>

ホームページはこちら



「会って話したい」「手紙で相談したい」ときは…

〒165-0027

中野区野方1-35-3 教育センター分室 3階 子ども相談室

JR中野駅から歩いて約20分 関東バス大新横丁バス停から歩いて約2分

受付日時 月曜日～土曜日 午前11時～午後7時

(日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです)

